

## II 土地改革から農業集団化へ

( 1945 ~ 60年 )

—— LPG の創出 ——

## [1] 土地改革期 ( 1945 ~ 52年 )

戦後 DDR 農業の起点となる土地改革は 1945 年 9 月に開始され、土地分配の終了と土地台帳の更新をもって 1950 年に完了の宣言された。改革は、100 ha 以上のユニカ一的土地所有を中心として、戦犯・十ヶ不関係者の土地を全面積にわたって無償で没収し、DDR の農地の 35% を土地改革フオンドに編入し、そのうちの  $\frac{2}{3}$  を新農民層創設のために分配し、 $\frac{1}{3}$  を VEG を中心とする人民所有セクターに移管した。改革により農業経営構造は才引表のように大きく変化し、5 ~ 10 ha の中農層<sup>40)</sup> を中心とする農民的土地所有が支配的土地所有 = 経営関係として指定された。

後の議論との関係で、この土地改革について次の3点に注目しておきたい。

才一に、土地改革の対象はDDRの農用地の35%（総経営面積の31%）にあたり、そのうち2/3が新農民に分配され、1/3が人民所有に移管されたという点である。逆にいえば、土地改革の恩恵に浴した農民的土地所有の農用地面積はDDRの農用地の20%強、人民所有のそれは10%強にあたるということである。この水準は1952年に開始される農業集団化において、ほぼ1957年までのLPG、VEG等の社会主義セクターの農用地シェアの水準32.7%に相当してゐる。しかし、後掲才34表に示したように1957年までにLPGに加入した農用地20ha未満の個人農業経営は5.3万戸程度にとどまり、平均7~8haの新農民経営の1950年までの創設数約20万戸に比べてもかなり少ない。

第34表 土地改革による経営構造の変化

		経営規模 ha	0.5~1	1~5	5~10	10~20	20~50	50~100	100~	計
経営数	1939年		20.7	35.3	16.4	16.6	8.5	1.4	1.1	100%
	1951年		21.8	25.1	31.7	15.2	5.5	0.6	0.1	100%
農地 面積	1939年		1.3	7.8	10.6	21.1	22.5	8.4	28.3	100%
	1951年		2.0	8.8	31.4	27.4	21.4	4.6	4.4	100%

(注) 経営規模は総面積による。  
 (出典) Bündnis der Arbeiter und Bauern, Dokumente und Materialien zum 30. Jahrestag der Bodenreform, 1975, S. 195 f.

は、農業集団化の二の段階でもいまだ新農民層の大部分が LPG には組織化されていなかったのである。それにもかかわらず、土地改革関連農用地面積水準までの農用地集団化が可能であったのは、集団化の開始とともに西ドイツ人への逃亡したり、高齢その他で経営放棄された農用地が地方農業経営 *Betriebe der örtlichen Landwirtschaft* としてゲマインデ評議会により経営された後に LPG に譲渡されたことにもとづいていゝる。<sup>4)</sup> 従つて、先回りしていえば、農業集団化は土地改革の直接の対象外の新農民層に如何に組織するかという大問題とともに、土地改革によつて創設された新農民層自体を組織化することに腐心しなければならなかったのである。

次に、土地改革は「経済学的」にすれば土地所有構造・生産力構造の歴史的逆転であったことである。没収の主対象となつたユニカ一的土地所有・経営はすでに資本主義的性格を刻印されており、これを農民的土地所有

= 経営に置換したことは、私的所有<sup>42)</sup>の枠内  
 での土地所有の零細化と、経営内の労働力の  
 分業=協業関係を家族の枠内に限定するこ  
 とを意味するからである<sup>43)</sup>。この要因としては大  
 戦直後の激しい食糧危機、農業プロレタリア  
 ート等を労農同盟の側に獲得するという政治  
 的契機が重視されねばならぬ。同時に、  
 中小農民層だけでなく農業プロレタリアート  
 の中にも土地所有への根強い願望があったこ  
 とが指摘されねばならぬ<sup>44)</sup>。これは戦前ドイツ  
 の農業構造がエニカ-対農業プロレタリア  
 ートという図式だけでは済まされぬ程に、  
 農民的土地所有、就中、大農層が広範な展開  
 を示していることに帰用するものと思われる  
 (20~100haの大農以上層だけで全農用地の30.  
 9~26.0%を掌握していることに注目された  
 い〔表3〕)。農民的土地所有の法的自主性  
 を根強く擁護しつつ、この経済的性格の社会  
 化を推進することを通じて所有の現実的な社  
 会化をはかるというDDR農政の基本的性格は

才三に土地改革の遂行過程にその淵源を有して  
 いるといつてよいであろう。土地改革の恩恵  
 にあずかった新農民層のLPGへの組織化を先  
 行させ、その実績でもって、それ以外の中小  
 農民層、大農層を組織化するという方針はそ  
 れにもかかわらず、「土地所有」の大きな抵  
 抗に遭遇せねばならなかった。後にみるよう  
 に、1957年の社会主義セクターの農用地面積  
 シェア32.7%は、その後僅か3年で91.9%に  
 引き上げられたが、その過程で大農層の対な  
 らず広範な中小農民層の西ドイフへの一層の  
 進出を惹起したからである。

才三に、土地改革によって比重は小さい  
 とはいえ、VEGが創設され、種子および家畜  
 の育種・供給において決定的な影響力をもち  
 、社会主義的大経営の中心として、集団化  
 以降の農業の社会主義的改造過程において管  
 制高地の役割の一つを担ったことである。

なお、土地改革末期からの集団化の開始に至  
 る間に、集権化された組織による計画と管理

の体制が一急連に整備されていったことを付記しておきたい。これらは、農民互即同盟 VdGB の農民商業協同組合 BHG (VdGB) への発展 (1950年11月20日)、VdGB の下に設けられた機械貸与ステーション MAS (1946年11月24日) の機械トラクターステーション MTS への発展 (1952~53年)、人民所有調達・買付経理 VEAB の設立等とである。

## (2) 農業集団化期 (1952~60年)

1952年7月の SED 才2回党会議は DDR 農業の社会主義的改造によつて、社会主義の経済的基礎を構築することと課題とした。農業集団化の開始である。当初は大農以上層の参加が制限されていたが、「社会主義の全体としての発展と、LPG の内部の強化によつて」大農の LPG への参加の道が、1954年12月の才3回 LPG 議長・活動家会議で開かれた<sup>15)</sup>。しかし LPG 化は必ずしも順調に進んだわけではない。

才32表によつて個人農の動向から見てお  
 二う。50年におよそ85.6万戸あった経営は、  
 社会主義化の才一般階が完了する60年<sup>46)</sup>には  
 一季に3万戸に激減し、以降漸減傾向を続け  
 、68年には1万戸強が残存するのみとなつて  
 いる。筆者はこの過程について三つの点を指  
 摘しておきたい。

才一に、60年以降頑強に残存する個人農の  
 平均規模(60年16.1ha、68年33.3ha—農用  
 地)に示されるように、集団化は大農以上層  
 の根強い抵抗を排除して行われねばならな  
 かつたことである。

才二に、1950~60年に減少した個人農業経  
 営数約80万戸強に対して、1960年才二にLPG  
 に加入した個人農、および園芸経営は後掲才  
 34表に示したように約40万戸にとどまり、残  
 りの経営のかなりの部分は経営放棄された  
 といふことが推測されることである。(但し  
 、才32表の(注)を参照のこと)。集団化への抵抗  
 は広範な農良層に及んだわけである。

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第32表 DDR 農業における私的セクターの地位

年度*	総経営数 戸	そのうち			総農地面積 ha	そのうち			私的セクター の平均農地面積 ha/戸
		私的セクター・ 個人経営	教会・施設	同左シェア %		私的セクター・ 個人経営	教会・施設	同左シェア %	
1950	888,245	855,624		96.3	6,528,371	6,157,034		94.3	7.2
51	886,490	854,497		96.4	6,548,026	6,148,802		93.9	7.2
52	870,434	841,961		96.7	6,525,816	6,085,157		93.2	7.2
53	786,730	745,166		94.7	6,511,234	4,816,648		74.0	6.5
54	794,457	763,374		96.1	6,497,189	4,901,840		75.4	6.4
55	803,207	780,990		97.2	6,482,047	4,711,355		72.7	6.0
56	762,659	740,518	1,005	97.2	6,479,658	4,495,724	13,055	69.6	6.1
57	704,820	676,955	1,999	96.3	6,465,491	4,337,175	13,382	67.3	6.4
58	654,923	630,853	1,251	96.5	6,447,770	3,996,493	13,587	62.2	6.3
59	367,035	341,880	1,253	93.5	6,429,978	3,318,478	14,467	51.8	9.7
60	59,958	30,202		50.4	6,437,324	485,768		7.5	16.1
61	57,723	28,238		48.9	6,428,729	471,110		7.3	16.7
62	47,222	19,947		42.2	6,406,424	426,488		6.7	21.4
63	44,057	17,409		39.5	6,392,364	410,690		6.4	23.6
64	36,353	15,528		42.7	6,383,826	400,898		6.3	25.8
65	33,990	13,839		40.7	6,373,819	389,336		6.1	28.1
66	31,383	12,669		40.4	6,363,342	380,453		6.0	30.0
67	27,875	11,766		42.2	6,350,780	375,261		5.9	31.9
68	25,743	11,170		43.4	6,336,730	371,985		5.9	33.3

(注) \* 1950~58年は総面積0.5 ha以上の経営, それ以降は農地1 ha以上の経営をとっている。1960年は年末の数字, それ以外は年度半。

(出典) S. J. d. DDR, 1956, 1959 u. 1969.

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



才三に、個人経営の減少は1956年までには少  
 しずつ進行していったが、1957～58年に転換点  
 が訪れたことである。すなわち57年10月のPE  
 D33中総決定を軸として、それまでの「改革  
 により創出された農民経営の高い生産力を謳  
 歌するような見解」や、弱小LPGの解体を主  
 張する見解（例えばハリー・ヒ）が修正主義  
 として批判され、行政的指導の強化によって  
 全農民層のLPGへの組織化が計られたからで  
 ある<sup>47)</sup>。集団化は58～60年の僅か数年で一時的  
 に完了する。この点を社会主義セクターの動  
 向を示す才三表で確認してこのよう、LPGの形  
 態は当初からI・II・III型に命令され、各々  
 農民の意識水準に対応した多様な組織方向せ  
 とられたといっている<sup>48)</sup>。しかし実際には52年<sup>15</sup>  
 を別とすれば、経営体数、農地面積の両者で  
 して、LPG III型を中心に組織化が進められた  
 ことは明らかである。57年のLPG III型の経  
 営体数5554、農地面積シェア23.9%はLPG I・  
 II型の1137、1.3%を遙かに凌いでいるから

第33表 DDR 農業における社会主義セクターの展開過程

年度*	V E G			LPG I型			LPGI・I型			G P G**			社会主義セクターの農地シエア***		左のうち、KAPにより経営される部分	
	経営数 件	全農地面積 中のシエア %	平均農地面積 ha	経営数 件	全農地面積 中のシエア %	平均農地面積 ha	経営数 件	全農地面積 中のシエア %	平均農地面積 ha	経営数 件	全農地面積 中のシエア %	平均農地面積 ha	KAP 件	KAPの平均 規模 ha	KAPの平均 規模 ha	農地 シエア %
1952	614	3.6	378	166	0.4	175	1,740	2.9	109							
53	562	3.8	441	1,926	6.8	230	2,765	4.8	113							
54	557	4.3	502	3,060	11.4	243	2,060	2.9	91							
55	540	4.4	525	4,652	17.8	248	1,395	2.0	91							
56	555	4.4	516	5,260	21.8	269	1,021	1.4	86							
57	577	4.6	514	5,554	23.9	278	1,137	1.3	76							
58	700	5.8	533	6,369	32.3	327	3,268	9.8	94							
59	688	6.0	565	6,535	37.9	373	3,597	5.5	99							
1960	669	6.2	591	6,337	52.7	584	12,976	31.5	156							
61	616	6.2	650	6,361	54.8	552	11,545	30.1	167							
62	609	6.5	679	6,349	56.6	570	10,275	29.0	181							
63	594	6.2	663	6,342	57.1	573	9,968	28.6	182							
64	601	6.6	702	6,295	57.6	583	9,566	28.1	187							
65	572	6.7	743	6,166	58.7	605	8,973	27.1	192							
66	564	6.7	733	6,359	60.1	629	8,157	25.9	201							
67	548	6.8	782	5,944	62.1	661	7,129	23.8	211							
68	544	6.9	798	5,759	65.4	717	5,754	20.4	224							
69	527	6.9	824	5,650	70.1	781	4,186	15.8	238							
1970	511	7.0	866	5,524	72.0	819	3,485	13.8	249							
71	500	7.1	867	5,663	75.5	838	2,664	10.3	243							
72	500	7.1	893	5,636	78.1	872	1,939	7.8	253							
73	505	7.2	890	5,402	80.4	935	1,185	5.5	298							
74	476	7.2	919	5,066	82.2	1,021	698	3.5	311							
75	463	7.5	1,023	4,307	84.4	1,233	306	1.5	309							

(注) \* 1959年までは、経営数は12月31日、農地面積は6月15日(ないし3日)の数値。1960年以降は、経営数は9月30日、農地面積は6月15日の数値のため厳密にはそれ以前と接続しないが、趨勢を知る上ではネグレクトされるものではない。  
 \*\* 1960年までは LPG の中に含まれていた。  
 \*\*\* VEG, LPG, GPG 以外のものを含んでいる。S. J. d. DDR, 1964a, 1968.

(出典) ~1959年: S. J. d. DDR, 1964a, 1968.  
 1960年~: S. J. d. DDR, 1978.

石井 謙三 博士 著

である。その点で土地改革の延長線上の集団化はLPGⅢ型を創出しようとする水準である、たといえる。だが58～60年の過程は色々な性格を呈しているといっている。最も組織化が急速に進められた59～60年をみると、LPGⅢ型の経営体の増加は僅かである平均規模の著しい拡大を特徴としていっている。これに対し、LPGⅠ・Ⅱ型ではとくに60年に著しい経営体の新設によって集団化がはかばかに行われているからである。そこで表4に基づいて以上の展開過程の意味を別の角度から検討してみたい。

これによれば以下の諸点が明らかになるだろう。

第一に、Ⅰ・Ⅱ型では一貫して20歳未満の個人農を中心に組織化がはかばかに行われているが、その速度が遅い。これに対しⅢ型ではすでに1953年から農業労働者を中心に組織化がすすみはかばかに行われ、1957年までは工業労働者とあわせて組合員の過半数を占めていた。この農業労働者は上述の地方農業経営の担い

表34 LPG組合員の世帯(人)

370

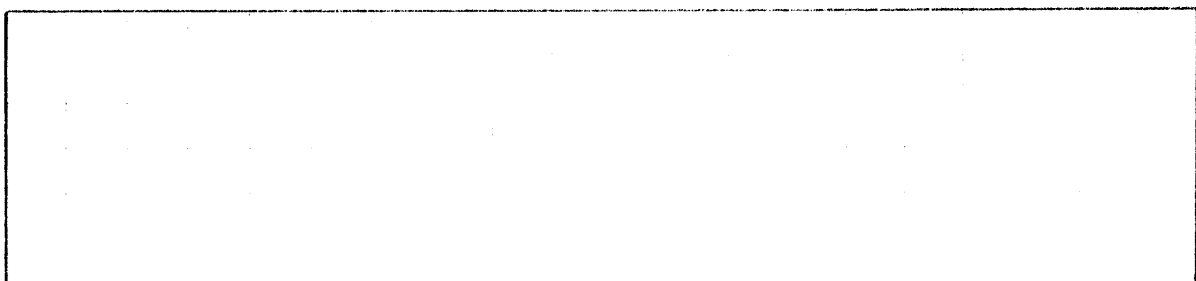
型	年度	合計	婦人	18才未満	加入前・職業											
					個人業・提供業(地面積埋埋)		農業労働者		工業労働者		農業経営者		手工業従事者		その他	
					20ha未満		20ha以上		〃		〃		経営主 専従員			経営主 職人
					経営主	専従員	経営主	専従員	専従員	専従員	経営主	専従員	経営主	職人		
I 型	1952	37.000	8.470	-	22.140	10.058	-	-	4.459	-	-	-	-	-	-	
	53	128.550	61,091	-	43.060	31.933	-	-	48.238	-	-	-	-	-		
	54	158.356	75,994	11.530	73.958		1.259		74.375	1.731	-	-	-	-		
	55	196.946	92,485	13.343	44.310	33.292	1.193	1.154	96.146	11.287	-	-	-	-		
	56	219.599	99,937	11.880	49.994	34.733	2.345	2.164	98.606	21.673	-	-	-	-		
	57	229.026	104,091	8.772	53.497	35.354	2.217	2.559	97.341	25.847	-	-	-	-		
	58	352.938	156,502	10.169	101.189	66.161	6.393	6.398	117.903	33.453	-	-	-	-		
合計	59	435.365	191.866	8.616	124.816	83.408	9.042	9.339	129.752	40.634	720	447	1.486	3.387	33.334	
	60	945.020	425.147	12.318	376.753	245.392	23.241	26.651	157.821	48.029	1.543	936	3.761	4.930	55.963	
	I ・ II 型	1952	32.815	7.468	-	20.400	9.303	-	-	2.849	-	-	-	-	-	
		53	52.844	24,030	-	23.326	17.146	-	-	10.801	-	-	-	-	-	
54		33.241	15,505	1,590	8.740	6.979	-	-	6.692	-	-	-	-	-		
55		22.351	10,306	977	8.673	7.355	228	261	4.029	1.092	-	-	-	-		
56		14.977	6,780	479	5.887	5.015	235	307	1.959	1.046	-	-	-	-		
57		14.458	6,649	321	5.837	4.861	310	409	1.534	881	-	-	-	-		
58		53.765	24,607	926	25.415	19.754	1.295	1.713	2.056	1.157	-	-	-	-		
59	62.459	28,024	702	28.774	22.974	1.806	2.478	1.698	1.549	37	25	73	41	3.004		
60	379.086	176,864	3,279	200,112	136,111	10.048	13.105	8.156	4.083	233	111	527	121	6.569		
III 型	1952	4.185	1,002	-	1.740	751	-	-	1.610	-	-	-	-	-		
	53	75.706	37,061	-	19.734	14,787	-	-	37.437	-	-	-	-	-		
	54	125.115	60,649	9,940	22.348	17,424	-	-	67.683	-	-	-	-	-		
	55	174.595	82,179	12,366	35.637	25,937	965	893	92.117	10,195	-	-	-	-		
	56	204.622	93,157	11,401	44.087	29,718	2,110	1,857	96.647	20,627	-	-	-	-		
	57	214.568	97,422	8,451	47.660	30,493	2,407	2,150	95.807	24,966	-	-	-	-		
	58	299.173	131,895	9,235	75.774	46,407	5,098	4,685	115.847	32,296	-	-	-	-		
59	372.906	163,842	7,914	96.042	60,434	7,236	6,861	128.054	39,085	683	422	1,413	3,346	29,330		
60	565.934	248,283	9,039	176.641	109,291	13,193	13,546	149.665	43,946	1,310	855	3,234	4,809	49,444		
1960年	合計	100	45.0	1.3	39.9	26.0	2.5	2.8	16.7	5.1	0.2	0.1	0.4	0.5	5.9	
構成割合 (%)	I・II型	100	46.7	0.9	52.8	35.9	2.7	3.4	2.2	1.1	0.1	0.0	0.1	0.0	1.7	
	III型	100	43.9	1.6	31.2	19.3	2.3	2.4	26.4	7.8	0.2	0.2	0.6	0.8	8.7	

(出典) S. J. d. D.B.R., 1960/61, S. 428 f. - 新算出

手で、自由経営と呼ばれて放棄された経営の  
LPGへの譲渡に伴って組合員化したものがある。  
つまり集団化は出発点から、農業労働者  
層のインシテイクを条件としていた。

すなわち、1957年以降のLPG化の急展開は、  
20ha未満の個人農の組織化の著しい増大によ  
って担われていた——Ⅱ型でも1958年に20ha  
未満の個人農の数が農業労働者数と等しく、19  
60年には全組合員の過半数に達する。つまり  
、集団化の最終局面でやっとな中小農民を中  
心とするLPG化が達成されたわけである。換言  
すれば大農層だけなく、広範な中小農民層  
の根強い抵抗を排除してはじめて集団化が達  
成されたという二つである。尤もこの最終  
局面でも農業・工業労働者のかなりのインシ  
テイクを中要とした。

すなわち、20ha以上の大農層は、Ⅰ・Ⅱ型に  
だけなく、Ⅲ型にも組織されており、むしろ  
こちらの方を中心としているから、Ⅲ型への組  
織化が比較的早くから進められたのに対し、



I・II型への組織化は1959～60年第一季に行  
 われた——つまり大農層の組織化は一方で、  
 策績をもつた既存LPG<sup>III</sup>型への編入として徐々  
 に行われ(但し、最終局面ではかなり促進さ  
 れた)。他方で意識水準にあわせて、社会化水  
 準の低いLPG I・II型の新設として第一季に行  
 われたのである<sup>49)</sup>。I・II型に組織された大農  
 層は経営者の数を二える家族員が存在するこ  
 とに示されるように、概してIII型に組織され  
 た大農経営よりも規模が大きいものと思われ  
 ることがこれに対応する。

さらに第四に、創出されたLPGはIII型だけ  
 でなくI・II型においても中小農・大農とい  
 う農民階層だけでなく、農業労働者・工業第  
 労働者・園芸経営者・手工業者、そしてMTSの  
 トラクタ一手など実に多くの社会階層の出身  
 者により構成されることになった。

ともなれ、ここに集団化の完了によって、  
 85.6万戸の個人農により経営されたDDR  
 の農地は52.7%の農地とされるLPG III型6000

表35 表 LPGの規模別構成割合 (DDR・東独) %

No. \_\_\_\_\_

		DDR	Rostock	Schwerin	Mecklenb.	Potsdam	Frankfurt	Coburg	Magdeburg	Halle	Leipzig	Erfurt	Gera	Suhl	K.-M.-S.	Dresden
経営数		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
規模	200 ha未満	50.7	52.9	55.4	43.9	47.1	41.9	45.3	44.1	51.5	61.0	38.7	59.1	45.2	51.6	62.2
	I 200-500 ha	14.7	9.9	10.7	11.4	13.1	13.6	29.4	12.1	12.3	8.2	22.8	15.2	25.2	19.9	12.4
	II 500-1000 ha	1.6	0.8	0.7	1.1	1.2	3.0	4.7	0.4	1.4	0.2	3.4	1.3	5.5	2.2	0.9
	III 1000-2000 ha	0.1	-	-	0.1	0.1	0.1	0.6	0.1	-	-	0.1	-	0.2	-	0.0
	IV 2000 ha以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		67.1	63.5	66.8	56.5	61.6	58.6	79.9	56.7	65.2	69.4	65.1	75.6	76.1	73.7	75.5
割合 (%)	合計	32.9	36.5	33.2	43.5	38.4	41.4	20.1	43.3	34.8	30.6	34.9	24.4	23.9	26.3	24.5
	II 200-500 ha	6.4	2.4	4.0	3.1	2.7	3.3	6.6	2.6	4.0	5.7	7.7	16.7	15.4	10.6	10.6
	III 500-1000 ha	12.1	10.6	15.6	13.5	13.5	13.8	8.4	14.2	9.7	13.5	15.9	6.1	7.3	11.7	10.7
	IV 1000-2000 ha	10.3	13.4	11.2	20.6	16.2	19.6	3.8	18.3	11.8	8.5	9.2	1.2	1.3	3.6	3.0
	V 2000 ha以上	3.7	9.2	2.3	5.9	5.2	6.4	1.1	7.7	8.4	2.7	2.0	0.4	-	0.5	0.2
経営用地面積		0.3	0.8	0.1	0.3	0.8	0.2	0.2	0.5	0.9	0.1	0.1	-	-	-	0.0
		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
規模	200 ha未満	17.7	13.3	20.3	11.2	13.3	11.1	18.8	12.1	14.1	24.1	15.4	38.3	22.7	26.5	33.7
	I 200-500 ha	15.3	8.1	12.6	9.8	11.3	11.0	34.8	7.4	10.3	10.0	23.8	27.2	36.5	27.5	21.0
	II 500-1000 ha	3.6	1.2	1.7	1.8	2.3	5.0	11.7	0.6	2.5	0.7	7.4	4.6	16.9	6.7	3.6
	III 1000-2000 ha	0.4	-	-	0.4	0.4	0.4	2.9	0.2	-	-	0.5	-	1.0	-	0.3
	IV 2000 ha以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		37.0	22.6	34.6	23.2	27.3	27.5	68.2	20.3	26.9	34.8	47.1	70.1	77.1	60.7	58.6
割合 (%)	合計	63.0	77.3	65.4	76.9	72.7	72.5	31.9	79.7	73.1	65.2	52.9	30.0	22.9	39.2	41.4
	II 200-500 ha	2.9	0.9	2.2	1.2	1.1	1.4	3.1	1.0	1.7	3.4	3.6	11.7	8.7	6.1	7.7
	III 500-1000 ha	14.7	10.7	20.7	13.5	13.7	12.8	10.3	14.1	9.1	20.7	18.6	10.4	10.5	18.0	19.7
	IV 1000-2000 ha	25.6	26.1	30.4	39.8	32.6	35.1	10.5	34.3	23.3	25.3	21.7	4.9	3.7	12.1	11.9
	V 2000 ha以上	17.2	34.1	11.6	20.4	19.4	21.8	5.9	26.6	33.0	14.3	8.5	3.0	-	3.0	1.5
		2.6	5.5	0.5	2.0	5.9	1.4	2.1	3.7	6.0	1.5	0.5	-	-	-	0.6

(注) I-IV型は合計を100%とした割合を示す。農用地面積は共同化部分と個人利用部分の合計。

(出典) S. J. d. DDR, 1960/61, S. 422 以下。

件余 (平均 534 ha), 31.5% の農地を占める約  
 1万 3000 件の LPG I・II 型 (平均 156 ha) の  
 農民を中心とする社会主義セクターに  
 担われることに合った。県ごとの型別・規模  
 別分布は表 35 に示した通りである。こ  
 れは、(i) 概して「南部」諸県で I・II 型の比  
 重が高く、規模が小さいこと。(ii) I・II 型は  
 大部分が 200 ha 未満に集中して、規模の差が  
 小さいのに対し、III 型は 200 ~ 1000 ha 中  
 心としつつも規模の差が大きく、2000 ha 以  
 上のものも存在すること (殆んどが「北部」諸  
 県に集中) などを指摘しておく。そこで次に  
 この LPG の性格を検討することにしよう。

### {3} LPG の構造

LPG は 1952 年に制定された旧『模範定款』  
 と、旧『経営規則』をもとにして、自発的に  
 LPG に結集する農民・労働者自身によつて作  
 成・承認される定款、経営規則にもとづいて



運営されてきた。そして途中1954年の大農の参加承認等の若干の修正を経て、集団化の最終局面で、人民議会および閣僚評議会により決定・承認されたLPG法 (Gesetz vom 3. Juni 1959 über die landwirtschaftlichen Produktionsgenossenschaften, GBl. I, S. 557 ff.) ,

LPG『模範定款』(Musterstatut für landwirtschaftliche Produktionsgenossenschaften Typ I [II, III] vom 9. April 1959, GBl. I, S. 333 ff.) , LPG『模範経営規則』(Empfehlung für die Ausarbeitung der inneren Betriebsordnung der LPG vom 6. August 1959, GBl. I, S. 657 ff.) )

によって新たな法的方向が与えられた。このうち、II型の『模範定款』は1962年のオク回ドイツ農民会議の後で、I型より高度な型への発展の条件を創出するために新しい『模範定款』<sup>50)</sup>によって置きかえられた。これらの法規は、1977年のLPGP, LPGTの『模範定款』, 『模範経営規則』により代替されるまで、60年代以降のLPGの発展方向を規定することになった。そこで以下では、これらの法規をもとにして、LPGの構造を検討しておこう。<sup>51)</sup>なお、LPG II型は事實上、I型とIII型との間の過渡段階の役割し

かもある。実際の LPG の展開過程では大きな影響を与えるものでなかったことを付記しておきたい（たとえば、Ⅱ型は 60 年の 225 経営、農地面積 4 万 ha の最高水準であり、これは全 LPG の経営数の 1.2%、農地面積の 0.8% をしめるにすぎなかった）。また、以下の叙述では特記しない限り、それは I・Ⅱ・Ⅲ型に共通の規定である。

#### (1) 組合員資格

『定款』は I 目標と課題において、「我々・・・（所在地—引用者）の勤労農民、園芸家、手工業者、農業労働者はこの定款を自由に決定し、これによって LPG・・・（名称—引用者）・・・型を結成する」と述べ、さらに、16才以上は定款を承認し、加入金 5 DM を支払えば（但し、1 家族が複数の組合員るときは 1 家族について）、誰でも組合員になれるとしている（総会の単純多数決で決定され、しかも拒否は例外的に規定されている）。筆者が二

の点をくり返し強調しているのは、原則として LPG や 農民 によってのみ結成されたという通念が存在しているからである。LPG は農民だけでなく様々な階層に属する人々によって結成され、これらの人々は LPG 結成後は全て単一の協同組合農民 *Genossenschaftsbauern* という階級を形成することになったのである。

## (2) 土地の所有と利用

LPG の利用する土地は、(i) 組合員が共同利用のために提供した土地、(ii) 農民所有とし土地改革地から国家により譲渡された土地、(iii) 牙三者の所有に属するが、国家から利用権が譲渡された土地、及び、(iv) LPG 自身も所有権を獲得した土地から成っている。このうち、(i) については後で詳述するとして、(ii) から順に検討しよう。

(ii) の土地は VEG などの農民所有地の利用の再編に伴う土地、或いは土地改革ポイントの未配分地や、離農などにより土地改革ポイント

ドに返還された土地や LPG の利用のために提供されたもので、土地所有は人民所有のまま変わりず、利用権だけが LPG に移行する。利用料や期間等について対象に応じて諸種の法的処理が行われる（たとえば LPG が自らのフォードで建物建設をするときに人民所有地や提供される場合は通例、一定の利用料で、無期限の利用権貸与 *Verleihung von Nutzungsrecht* の方法がとられるし、土地・建物とも人民所有のまま長期に全面的な利用権を提供される場合は権利者資格 *Rechtsträgerschaft* の方法がとられ、建物については無償でなし有償——この場合は一回かぎりの時価の利用対価の支払いで、土地については無償である<sup>52)</sup>。

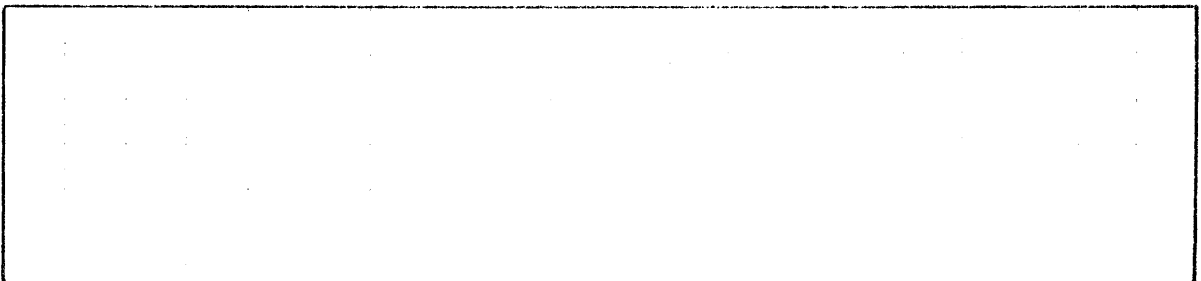
(iii) の土地は主として、例の放棄された個人経営の土地を LPG が国家（郡評議会）を介して利用している場合で、これに LPG と個人間の借地契約や利用契約にもとづいて LPG が利用していた土地が含まれる。結論的にいうと

、これらの土地は所有権ももとの所有者に残されたが、1955年1月1日以降LPGに無償で利用権が譲渡され、借地・利用契約はもっぱら郡評議会と土地所有者の間で締結され、借地料・利用料の支払も郡評議会が行うことになった（但し、放棄経営とは所有者が帰国して手続きした場合にのみ行われる）<sup>53)</sup> V.

クレムによると、こうした自由経営地は約70万haのLPGに利用権移転され、LPGの土地利用の大部分を構成しているといわれる<sup>54)</sup>。

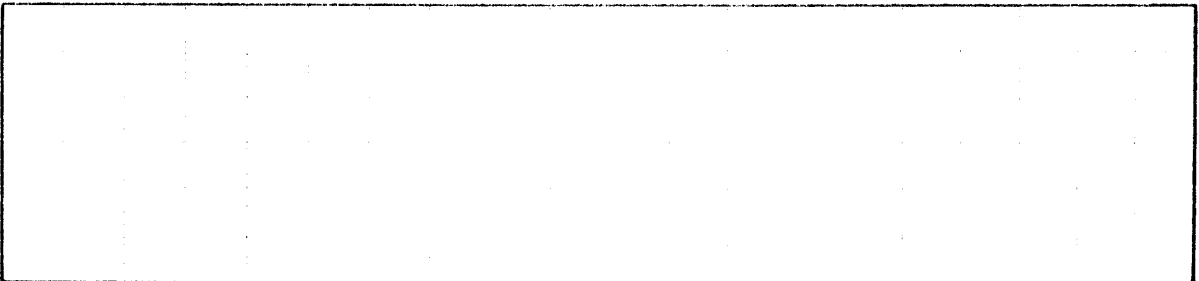
(iv)の土地はさきわけて例外的な場合で、(iii)で示された経営放棄地やLPG組合員の脱退・相續に関連して、LPGが購入の方法で取得した土地などである。

そこで最も重要な(i)の土地についてみると、この土地は組合員の名義で土地台帳に記入され、所有権は組合員の手に残されている。組合員が提供すべき土地はI型では自作地と自作地の全耕地だけで、草地、永年作付地（果樹園・木70作付地）、森林の編入は総会決



定事項である。大農<sup>55)</sup>が参加する場合に耕地  
 とともに森林等と全経営地の編入義務がつけ  
 られ、採草地、放牧地等との自己経営面積は  
 他の組合員の平均を超えざる範囲で総会決定  
 される。II型ではI型に加え、全草地、永年  
 作付地、利用可能等土地の編入も義務づけら  
 れ、森林の編入も総会決定事項となる(大農  
 の森林利用は他の組合員の平均を切り下げ  
 られる)。III型では養魚地等も含めた全経営  
 地の編入も義務づけられる。なお土地を全く  
 持たないか僅かしか持たない組合員は他の組  
 合員から土地を購入するか、他の組合員が土  
 地持分 *Bodenanteil* の請求権を持たない国  
 家から利用権を得た土地や自由経営地から、  
 他の組合員の平均を超えざる範囲で土地台帳<sup>55)</sup>  
 に登記する土地を獲得し、土地持分の請求権  
 を得ることとなる。

土地台帳には大きさと賃金だけを書き込まれ  
 、LPGは合理的輪作体系のために、提供され  
 た土地を再編・統合して利用する。つまり、



LPGは提供された土地に対する全面的な利用権を獲得し、組合員のものであると否かを問われず、全々の私的所有によりて制限されることと並び、地位を確保して置くわけである（LPGの利用のために提供された土地は原則として無期限である）。このことは以下の諸点において特徴的に示されている。

第一に、組合員は自らの所有地がLPGの経営の対象とならば限り自由に処分することのできるが、譲渡は国家、LPG、僅かしか或いは全く土地をもたないLPG組合員に対してのみ認められる。

第二に、組合員の土地は相続できるが、相続人が組合員ではないか、或いは、国家、LPG、僅かしか或いは全く土地をもたないLPG組合員に土地を譲渡した場合、相続人は郡評議会と利用契約を結び、LPGに土地をひきつづき利用させることになる（上述の(iii)の場合に移行する）。

第三に、組合員資格継続中に、利用指定、

購入、贈与、法律にもとづく相続、死にもとづく措置などで土地の組合員の処分権限に入ったときは、この土地も又 LPG に提供しなければならぬ。但し、この土地か他の LPG、GPG、VEB などの経営地ときは利用者を換えずに、この LPG とそれらの経営との間に利用契約が結ばれる。

才四に、組合員が LPG を脱退したときは、提供した土地の大きさや質にもとづいて組合の土地の縁辺部に土地が返還されることになっているが、1964年に制定された『土地利用令』では才5条～才9条で社会主義農業経営からの農用地の引上げと大中に制限する方向が打ちだされている。それによると社会主義セクターからの農用地の引上げは根拠のある例外の時だけに認められること、その際当事者間の契約的協定が結ばれ国家機関の同意が中要とされることなどがなされて、現実には脱退する人と郡評議会の間で利用契約を結ぶ方向がとられているといわれる(上述(iii)の土地



のやり方)。

第五に、LPGは提供された土地の枠内で、土地利用の変更、土地改良の策施、道路や溝の建設と変更、建物の建設や変更を行うだけでなく、人民所有地・他のLPGの利用地・個人の利用地との間に利用交換 *Nutzungstausch* を行い、自由な土地利用秩序を形成することができる。つまりLPGは提供された土地所有の地域的な枠をこえた土地利用を行う可能性をもっているわけである。

なお、個人経営地は、組合の共同利用に提供しなかった土地（Ⅰ型では草地・永年作付地・森林、Ⅱ型では森林）とともに、耕地をいし土地から組合員一人をいし世帯当たり0.5haを上限として「保持しうる *behalten kann*」（62年には「受けとることもできる *erhalten kann*」）と修正された。——  
 パートAaltによれば前者の規定がどの土地でも自由に個人経営ができるかのように受けとられかねない。LPGは組合員に土地を

分け与える *zuteilen* ことができると理解されるべきだ(この理由である)。<sup>56)</sup>

### (3) 生産手段の所有と利用

結論的にいえば、基本的生産手段はI型では組合員の私有の下におかれ、組合への利用権提供義務があるだけなのに対し、II型では組合への主要な資産寄与 *Inventarbeitrag* として譲渡義務があり、組合の所有に移行する(II型はほぼこの中間)。I型では馬・雄牛・トラクター・農業機械が組合の利用のために、MTS料金表Iの価格を起之な一範囲で総会決定される支払へを対価として貸し出される。したがって建物・用畜は組合員の私的所有・利用の下におかれている(大農の家畜・農業機械の私的所有・利用の範囲は総会決定され、超過分はII型への移行の際の資産寄与として組合の所有に移行する)。II型では個人経営には必要ではないトラクター・農業機械・建物および個人経営として認められた以上の家

畜・森林立木也立毛一譲渡されおぼやちらちい  
 (畜産での共同化が行われらる)。Ⅲ型での  
 資産寄与は、組合に土地を提供した者も、国  
 家の土地等とから土地台帳に自分の名義で貸  
 方に記入する事により土地を獲得した者も  
 等しく行われなければならぬ。此の額は通  
 例農用地1haにつき500M、森林1haにつき  
 800Mとされ、資産譲渡によりこれに充たす  
 る。但し、上述の後者の者は、自ら現金で  
 これを行うこともできる。小作人の場合はLP  
 Gに提供した全ての土地について資産寄与を  
 行われなければならぬ。決められた資産寄与額と  
 資産の譲渡額との間の過不足は現金で決済す  
 る。なお、建物に関しては、資産寄与として  
 譲渡せず、修理費・税金・保険を組合が負  
 担し、収入の分配にあたって資産賃料を支払  
 う方式が認められてゐる。

#### (4) 組合の基本的組織と運営原則・評価

LPGの基本的組織構造は、後に示したLPGP

の場合と大差ない。最高機関は組合員総会で、重要事項の決定は全てこれで行われる（当時の LPG の規模に照応して——平均組合員数 I・II 型 27.6 人、III 型 85.8 人——毎月召集されることになっていた）。総会で選出された幹部会が現実の執行機関で、LPG 議長により主宰され、毎週召集されて、国家的義務遂行に対する責任主体となる。基本的常勤組織たるグリカ一平は総会での承認を要件として幹部会により組織され、グリカ一平責任者が命令権をもつて常勤遂行に責任を負う。組合の経営や技術の専門的検討や計画の作成に従事する諸委員会も総会で選出される他に幹部会の判断で随時形成され、一定の条件下で登用される専門家（技術者・農学工・衛生工等）とともに幹部会の下におかれる。

組合員は土地の提供量には関係が無く、総会決定によって年間最低常勤量、出張や義務代金の額、組合での共同常勤が唯一義務とされている（十分な理由がない義務不履行

に對しては土地撥分への分配も遂行労働に對する現物支給への制限される——個人経営への専心への歯止りの)。労働に對する評価と報酬は1ルマ委員会<sup>5</sup>の提案をもとにして、年生産計画の前に総会決定される労働日1ルマ・評価1ルマにもとづいて計算される遂行労働單位 *Arbeitsinheit* (AE) 數に依じて行われる。労働單位數算出の最も一般的定式は

$$\text{労働單位數} = \frac{\text{遂行労働量} \times \text{評価1ルマ}}{\text{労働日1ルマ}}$$

で示され、グリカ一平責任者により週ごとに計算され、幹部会が毎月、個人および組合全体へのリストを提示して報酬の基礎とする。遂行労働量は労働の種類に依じて、耕作労働ならば労働投下面積や距離などで、飼育労働<sup>15</sup>ならば労働を投下した家畜數や搾乳量などの生産物量で計測される。評価1ルマはこれらの労働の種類が、肉体的負担・労働の複雑性・責任の程度・労働の重要性などに<sup>15</sup>もとづいて7段階の基準的労働單位(0.8~2.0AE)に区

命され、その決定される評価係数である。  
 として常勤日、ルマはその決定されている1  
 日の常勤時間（8～10時間、ルマ）における  
 、それぞれ常勤の種類に応じた遂行すべき  
 常勤量とされている（例えば、トラクターに  
 よる耕耘は、遂行常勤量が8時間常勤日で3.5  
 haとすれば、評価、ルマ1.8AE、常勤日、ルマ  
 2.7haで  $3.5 \text{ ha} \times 1.8 \text{ AE} / 2.7 \text{ ha} = 2.33 \text{ AE}$  となる）。実  
 際の運用にあたって、先進LPGではさらに遂  
 行常勤の質的評価基準 *Güternorm* が3段階に  
 分けられ、100・80・50%の割合で実際の遂行  
 常勤単位数の報酬の基礎としての常勤単位数  
 への還元率が定められ、常勤の質の確保がは  
 かられている他に、時間、ルマと出来高、ル  
 マの併用も行われている<sup>5)</sup>。

(5) フォンドの形成

59～62年の『定款』では当時のLPG自体の  
 発展段階や理論的水準に規定されて、フォ  
 ンドの範疇的区分は若干の曖昧さをもっている。

之ニて後に広く採用された区分をまず述べて  
 おこう<sup>5)</sup>。フォンドは大きく、消費目的で組合  
 員個人には分配されえない不可分フォンド  
 unteilbarer Fonds と分配されうる可分フォンド  
 teilbarer Fonds に区分され、前者には基本  
 手段フォンド Grundmittelfonds (建物  
 ・施設・機械・装置・種畜など)、流動手段フ  
 ォンド Umlaufmittelfonds (用畜・種子  
 ・肥料・岩葉・飼料などの狭義の流動手段フ  
 ォンドと、これらの在庫や<sup>10</sup>し支払<sup>10</sup>用の貨  
 幣フォンドおよび販売用生産物からなる流通  
 フォンド)、投資フォンド Investitionsfonds  
 (投資用貨幣手段や<sup>10</sup>し未稼働へ投資——投  
 資完了後は基本手段フォンドに編入される)  
 が属しており、後者には<sup>15</sup>ゴール<sup>15</sup>ニア<sup>15</sup>フォンド  
 Prämienfonds (目標ゴールニア Zielprämien  
 , 品質ゴールニア Qualitätsprämienなど  
 個々の遂行労働に対する部分と経営やグリカ  
 一千としての生産目標の超過達成に対する月  
 末や<sup>10</sup>し年末ゴールニア Jahresendprämien

から成る), 文化・社会ファンド Kultur- und Sozialfonds, 備蓄・予備ファンド Reserve- oder Rücklagefondsに属している。不可分ファンドは, (i)消費目的のための可分ファンドへの転換の禁止(不可分性), (ii)特定目的との結合維持のために不可分ファンド内部での転用禁止(目的制限), (iii)不断の拡大, が義務づけられている。以上の点に関して次の諸点も指摘しておきたい。

第一に, 59年には不可分ファンド全体が「基本手段ファンド」とされているだけで, 流動手段ファンドや投資ファンドの区別はされていない(種子・種子備蓄・飼料ファンドがⅡ・Ⅲ型でのみ分離されているが, 不可分性は明記されていない)。そしてフレミアンファンドは文化・社会ファンドと一体化され, 源泉が総生産物からと貨幣収入の1~2%とされているにすぎない。

第二に, 62年には不可分ファンドから流動手段ファンドが分離され, この不可分性が明記されることと共に, フレミアンファンドの自立が認められ



るが、源泉は貨幣収入の1~2%とされるにとどまるとする。才三に、1965年に刊行された『社会主義農業経営経済学教科書』では、(i) プレミアムファンドの源泉が常勤報酬ファンド・超過生産物・国家のプレミアムファンドに求められ、利潤との連関が指摘されるとともに、(ii) 59年にⅢ型で、報酬の前払金融用としてのみ把握されてきた備蓄・予備ファンドに収獲変動の調節や基本・流動手段の信用需要抑制用の金融手段としての役割が付加され、このファンドの今日の原型が与えられた。しかし、(iii) LPGでは「しばしば減価償却が全く行われていない」段階で投資ファンドの範疇的区分は行われていない<sup>59)</sup>。これに対して才四に、1969年刊行の『社会主義経済学教科書』では、(i) 投資ファンドの自立化をはじめとして、既述のようなファンドの区分が確立し、(ii) 投資・プレミアム・備蓄・予備ファンドの源泉が明瞭に利潤として把握され、文化・社会ファンドの源泉がコスト化されると

ともに、(iii)基本報酬 Grundvergütung たる  
 第働報酬への追加報酬 Zusatzvergütungとして  
 のフレミアムの物質刺激の手段としての役割  
 が強調されている<sup>60)</sup> (備蓄・予備フオンドの  
 明確化と協業組織体 KOE (ZGE や ZBE) の形成  
 に伴って、統一的報酬制度確立のための調整  
 財源としてのこれらの役割の拡大と結びつ  
 ていることに注意された)。以上のようなフ  
 オンドの理論的把握に対する変化は1960~65  
 年の LPG の安定化期、65年に開始される KOG  
 の形成・展開期、68年と出発点とする KAP の  
 導入期という DDR の社会主義農業の高度化の  
 諸階梯にほぼ対応したものと見える。

### (6) 収入の分配

収入の分配はフオンドの形成と直接に結び  
 ついてくるが、両国定款<sup>61)</sup>では基本的に付総  
 生産物からは販売分、フレミアム報酬(組合  
 員および MTS トラクター・トリッカー員に付  
 して)、種子・飼料フオンドおよび I 型に国

有価組合員への現物補償（組合員が個人的に利用する役員・機械により、組合の圃場で行った常勤に対する補償）や、貨幣収入からは租税公課、種子・飼料ファンド以外のファンド全体が控除された後に、組合員個人への分配も貨幣および現物で行われる。フレニアの報酬およびI型での現物補償が組合員への分配に先立って現物で行われている点（貨幣でも行われるが）に注意されたい。つまりLPGの共同常勤への組合員・勤員への現物の優先的支給という方法で促進されているわけであり、当時のLPGの水準を適確に示しているからである。

そこで個人への分配をみると、次表のように遂行常勤単位数AEにもとづいた分配の後に、提供した土地に対する土地権命にわたる分配

LPG	遂行労働単位数に応じて	土地持分に応じて
I型	最低60%以上	最高40%以下
II型	“ 70% ”	“ 30% ”
III型	“ 80% ”	“ 20% ”

配は貨幣および現物で行われる。消費手続の分配の社会主義的原則は「遂行した労働に応ずる分配 *Verteilung nach der Arbeitsleistung*」である限り、LPGにおいては労働報酬の性格と形態と同一土地持分の性格と水準の問題となる。次にこの点に関して、『定款』の規定とその後発展について若干述べておこう。

### 1. 土地持分について。

『定款』の規定で注目されるのは、第一に、土地持分の請求権が労働義務の遂行と結びつけられていること（抱地のある義務不履行に対して土地持分にもとづく分配が制限される）、第二に、大農の土地持分の制限と他方で旧来の非土地所有者への土地持分の提供にみられるような、土地持分と土地私有との連関の部分的喪失と平等性の志向、第三に、土地持分にもとづく分配は収入の分配の最後に位置づけられ、上限が定められていることである。したがって、土地持分は法的関係からいえば、土地私有の経済的自己実現形態たる性

格を大幅に制限されていることは明らかである。しかし、上限を画されているとはいえ、組合員への分配の20～40%という水準は土地持分の持つ意味を軽視することを許さなものである。特にI・II型においては土地持分にもとづく分配がほとんど現物によって行われ、蓄産の共同化が行われていたことと相俟って、私的蓄産経営の展開の余地を大幅に残していたからである。これに対しIII型では土地持分にもとづく分配は当初から貨幣を中心に行われており、後述するような個人<sup>副業</sup>経営における蓄産の制限をみても、土地持分を媒介とした個人<sup>副業</sup>経営の展開の余地はかなり制約されていて、土地持分は労働報酬（以下に述べるように、これもまた貨幣に一元化されていた）の補充的性格を有していたといえる。これ中え土地持分の解消の方向は第一に、蓄産の共同化を軸とする、I・II型からIII型への移行の促進、第二に、労働報酬の安定化を基礎とした比重の拡大と固定貨幣報酬

化、そして才三に、土地持分の貨幣化を媒介とした比重の縮小、であった。

才三の点についていえば、土地持分の解消に対する租税の軽減措置をテコとして<sup>61)</sup>、60年代の後半には先進 LPG で常働にのみもていく分配へ移行したといわれている<sup>62)</sup>。もとより、こうした移行の背景には、個々の LPG の土地所有の持をこえるような統一的常働投入組織の形成——とりわけ耕種部門における KAP のような——と安定化を生出すような多様な協業の展開が不可欠であったといえる。

1972年に制定<sup>(土地)</sup>協業組織体模範定款』(Mst/KE)でも依然として土地持分の規定は残っているが<sup>63)</sup>、常働報酬原則の徹底によって「その意義はやがて失われるだろう」という指摘(1976年刊『土地法教科書』俣点筆者)<sup>64)</sup>は「すでにその意義は失われた」という指摘(1977年刊『DDRにおける社会主義的生産関係の発展傾向の諸問題』俣点筆者)<sup>65)</sup>によって代わられつつあるのが注目される。ちなみに LPGP, LPGT

においては、『模範定款』第13条で「提供され、  
 登記された土地に対する土地持分の許可に関  
 する決定は総会によって行われる」とされ、  
 『模範経営規則』でも第57条で「土地持分の  
 許可にあつては……」（それぞれ傍点筆  
 者）とされ、積極的な権利規定の側面より  
 も制限規定の側面の色彩を濃くしている。  
 さらに、この段階では従来の組合員農民とな  
 らんで協業組織体に直接雇用された常働  
 者・職員やVEGの常働者・職員やLPGP (LPGT)  
 に参加し、個人副業経営なども組合員と同じ  
 ように管有権利をもつようになっており、土  
 地持分の存在はそうしたLPGP (LPGT) 構成員  
 の平等性にとつてもマイナス要因となること  
 が指摘される。そして、むしろ土地持分は  
 、高齢のために協同組合常働に参加できな  
 くなった組合員に対し、現物支給・個人副業經  
 営地の提供とやらんで一般組合員と同等の権  
 利を保證する一環として積極的に位置づけら  
 れ、一般組合員に対し土地持分にもつとめ合

配が行われなくなるとも、社会保障上の措置として土地持分にもとづく分配が継続されると規定され（『定款』58(2)）、その性格を大幅に変化させている。但し、この規定も、常勤者と組合員農民の間の社会保障上の権利に殆んど差違がなくあるのにつれて、さほど重視されてはいないようである。これゆえ、土地持分の意義は夫それと断定するのは早計にすぎるとしても、その意義は極めて僅かになりつつあるということは言えようである。

## 2. 常勤報酬について。

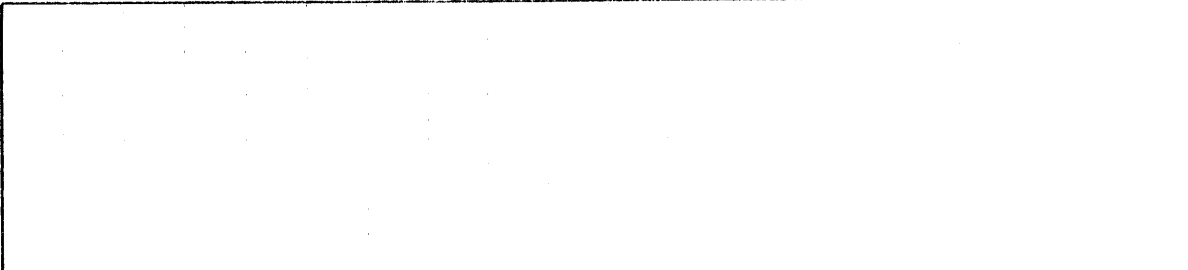
『定款』では常勤報酬は、年主雇計画にもとづく1常勤単位の計画価値 Planwert の上限70%までが毎月の遂行常勤単位数に応じて現物と貨幣で前払い Vorschuss され、次に、年度末決算における最終価値 Endwert と計画価値の差額が年総遂行常勤単位数に集約されて年度末払い Jahresendauszahlung されることになっている（最終価値は常勤報酬充当用の



現物と貨幣を全組合員の遂行第働単位数で除  
 したものである)。そしてこの形態は総会決定  
 事項とされているだけである。ここで問題と  
 なるのは LPG における第働報酬<sup>1)</sup>、VEG 第働  
 者の賃金の性格の接近する上での、第働報酬  
 の固定化・貨幣化の問題である。換言すれば  
 、第働報酬の中核とし、主要生産物から充  
 足される基本報酬の定額貨幣化と、それとは  
 区分されて剰余生産物から充足され、出来高  
 に応じて支払われる追加報酬<sup>2)</sup>をいしア  
 の範疇的区分にもとづいた適用の問題であ  
 る。議論を簡潔にするために『LPG 法教科書  
 』（76年）段階での把握からみておこう。こ  
 こでは報酬 Vergütung はオーに、当初の「  
 前払い」の考えから形成されてきて、今や  
 固定された保証貨幣報酬 garantierte Geldver-  
 gütung に移行しつつある基本報酬、オーに、  
 「年度末払い」の考えから形成されてきた  
 かつ、今や計画の達成に対し、年度末ア  
 とはほとんど同様の意味で用いられる追加報

酬、<sup>65)</sup> 次して才三に、個々の遂行第働に対して  
 支払われる<sup>66)</sup> 下レ三アハ、に合計されてゐる。  
 基本報酬 Grundvergütung・追加報酬 Zusatz-  
 vergütung<sup>67)</sup> 下レ三アハとこの構成把握はすでに  
 65年の『社会主義農業経営経済学教科書』で  
 も行われるが、<sup>68)</sup> 今では「すでに幾つかの途  
 定したLPGでは賃金に相当する貨幣報酬の導  
 入に移行してゐる」といへ、LPGの報酬は  
 一部未だ現物で行われており、経営の成率に  
 大きく依存してゐる現状が指摘され、第働単  
 位にもとづく報酬の評価が基本とされてゐる  
<sup>69)</sup>。これに対し、69年の『社会主義経済学教科  
 書』では基本報酬の源泉を明瞭に原価＝中要  
 生産物の位置づけ、今日の見解の基礎が与え  
 られてゐる。しかしその中でもなお、「LPGは  
 組合員総会の決定によつて、第働にもとづく  
 報酬原則を一層完全にするために、第働単位  
 を十分活用しなから、基本報酬と追加報酬に  
 移行するにこたへない<sup>69)</sup> (優占筆者)とされ  
 てゐる。現象には及らした過程の一部におい

へのみ進行していったことを示唆している。  
 基本報酬の設定とその定額貨幣化の現実的  
 展開過程の詳細は中述しても明のやではない。  
 LPGが「百貨店生産」を脱却し、個別経営  
 の持主をえた多様な協業組織の形成を軸とし  
 て集積・専門化を進める中で「統一的常働報  
 酬制度」の確立によってそうした過程が促進  
 されたということはできよう。67年以降に新  
 たに形成されてきたZGE/ZBEに法的基礎を身  
 えた72年の「協業組織体模範定款」では、才  
 33条で、協業組織体の従業員（常働者、職員  
 、協同組合員）の報酬はこの組織体によって  
 支払われ、常働者と職員については賃率表の  
 規定 *tarifliche Bestimmungen* にもとづいて行  
 われること、そして従業員総会の決定によっ  
 て賃率表の規定にもとづいて統一的常働報酬の  
 導入が可能であり、そのための過渡的措置と  
 して協同組合員への「過渡的報酬規則 *Übergangs-*  
*regelungen für die Vergütung*」の決定が可能である  
 とされている。この一つの表現であるから



である。既存の LPG からは法的に自立した ZG E/ZBE でのこうした規定は KAP や既存の LPG 自体における報酬原則への変化と手を携えて進行したであろうことは疑いない(後述 KAP の項参照)。73年に刊行された『社会主義経済学辞典』(才3版)や『農業経営小辞典』では先進 LPG III 型ですべてに貨幣支払いへの基本報酬が導入されており、これへの過渡的解決としてこの常働単位の利用が示唆されるとともに、一層進んだ形態としての貨幣制度の指摘がみられるからである<sup>69)</sup>。

SED 9 大会(76年)と前後して LPGP, LPGT が急速に形成されたことを背景として、先の『LPG 法教科書』では基本報酬中の前払いの計算例として、常働単位を用いるながらも、その割合は59年の『定款』での70%(の上限規定)ではなく80%とされたこと、そして LPGP や LPGT の『定款』では「報酬は常働単位にもとづいてか、直接の貨幣報酬として」(才43条)行われるとされ、『経営規則』で「

報酬と賃金の支払いは組合員農民の労働者の  
 希望に応じて現金で支払われ、  
 「組合員農民は前払として、労働単位（な  
 いし決りられた直接の貨幣報酬）の計画的支  
 払の額の...%（90%まで）が与えられる  
 （才36条）とされており、さらに「総会は組  
 合員農民に対する報酬の、労働者に通用され  
 る基準への一層の接近のために、集団外部的<sup>契約</sup>  
 な規定 *rahmenkollektivvertragliche Regelungen* を農民  
 に適用することと決定することができること（  
 『定款』才43条才2項——但し県評議会の承  
 認が中要）としているのが現在の到達段階の  
 一端を示しているのではないと思われる。  
 ここに示された直接の貨幣報酬とは労働単位  
 を用いる。資格（職業教育水準）と活動に依  
 じた報酬ラックによって基本報酬と報酬ポレ  
 ミアム（ポレミアムの賃金）を決定する方式  
 といわれ、先進LPGP（LPGT）で導入されてい  
 るといわれるが、もはやここでは形態上も勞  
 働者の賃金との差は殆んどなくなっていること

いえよう。

なお、現物支給に関して2点だけ補足しておきたい。まず、DDRにおいては現物支給はLPG組合員にだけではなく、VEGの常働者にも認められてきたという点である。1964年のVEG集団外廓契約によると、VEG常働者は肉・脂肪・牛乳・飼料穀物・飼料用いしーシヨも報酬の一部として受けとることもでき、一定の量まではVEGの販売価格で追加購入することも認められていた。さらに羊飼育がリカ一子員に対しては自分の羊3〜6頭までをVEGの羊群の中で一緒に飼育することも認められ（従って飼料の穀物支給に相当）、飼料代をVEGに支払う方式をとられていた。但し、VEG常働者の側での要求の減少に伴い、1972年のKDEの集団外廓契約では現物支給についての一般的な規定は与えられておらず、個人と経営体の間で、個々の経営体ごとの集団契約に委ねられるという変化が生れたといわれる。

才二に、現物支給は全くの自家用と個人副業経営での飼料用に充てられるが、重点はいふまでもなく後者である。次に以下の個人副業経営に関連して述べることにしよう。

### (7) 個人副業経営

I型では役畜も含めた筋骨系統の生産手段の私的利用は共同利用に從属する反面、建物や用畜は私的利用の下におかれ、畜産を中心とした個人経営の余地がかなり存在してゐたと思われ。但しその場合に個人経営の範囲は才一に、私的利用しうる採草地、放牧地、森林の程度、才二に、個人副業経営の耕地（上限0.5ha）、才三に、土地持分や常働報酬にしろる現物（飼料）の割合によつて規定される。これに対しIII型では、用畜の共同化がはかられてゐることに伴ひ、用畜の私的利用の範囲は、子牛を含まず乳頭2頭、更新用も含め母豚2頭、羊5頭および子羊5頭、11ヵ月までの山羊・家禽・ウサギ等。小家畜は制限な

し、蜂箱10個、と定められ、個人副業経営の展開は基本的に上限を画されていっている。ところが個人副業経営の意義は才一に、農業労働力の再生産のあり方の問題（農民の所得水準の問題）であるとともに、才二に、社会的総生産に占める私的セクターの比重の問題（裏返して言えば社会主義セクターの生産の集中の問題）であり、さらに才三に、従来は十分に指摘されていなかったが、勤労者の余暇生活のあり方の問題でもある。

したがって個人副業経営の展開の俾趨は才一の視点から見れば、LPGの安定化とそれに伴う労働報酬水準の上昇および比重の増大を以てLPGの社会化水準の上昇（それぞれの型の内部での所有と労働の社会化水準の上昇とともに、I・II型からIII型への移行）によって基本的に決定されるし、才二の視点から見れば、社会主義セクターにおける大規模生産の策現とその効率化が鍵を握ることになり、才三の視点から見れば、LPG内部での労働過



程の性格変化（労働の質の変化・労働時間の変化）と余暇の内容の変化が問題に与るにらう。这其中個人副業経営の問題は基本的にはLPGの社会主義的高度化の展開の問題として把握されねばならぬといえよう。

ところで個人副業経営の問題は従来、LPG組合員という旧来の土地所有者の私的工地利用の問題として考えられてきたといわれてい。しかしDDRにおいては次の2つの点が考慮されねばならぬ。

第一に、LPGの組合員資格のところで確認したように、組合員のかなりの部分はもととの非土地所有者であって、LPGに組合員として加入するのにもなって個人副業経営の権利を獲得したことがそれである。既掲資料34表のようにⅢ型では組合員の約34%は純然たる農業・工業労働者によって認められてゐるし、Ⅰ・Ⅱ型でもそれぞれ3.3%を認められてゐる（Ⅰ・Ⅱ型の場合、これらの非土地所有者はⅢ型水準の個人副業経営が認められてゐる）。

従って、個人副業経営は旧来の土地所有者に固有の要求であり、権利であるというわけではない。

そしてこの点と直接に関連して才二に、LPGだけではない、GPGにおいても組合員に対し300m<sup>2</sup>才二の家庭菜園 Hausgarten が果樹・野菜栽培用として与えられる(但し、温室・ビニールハウスは利用できず)、鶏、ウサギなどの小家畜飼育が認められる他に、菜はVEGの恒常的常働者に対しても一世帯あたりに625m<sup>2</sup>の菜園地 Gartenland の無償利用が認められるのである(但し、本人又は家族員が自作地や小作地を経営してはいないという条件つき)。さらに、この土地に対しては常働契約期間中にVEGからの果樹や漿果を植付けしてもらうことができるとだけでなく、年金受給年令に達したり、病気などで就業不能になったりしても菜園地の無償利用権が保証される。つまり、農業生産に従事する者はLPG・GPGの組合員(旧来の土地所有者と非土地所有者)

である、VEGの純然たる常働者である、規模の差は仮にても(0.5ha, 0.0625ha, 0.03ha)一見して端数に於けるこの規模は恐らく、2・1/4・1/8モルゲンという意味であろう)、自家菜園か、その規模を二える個人副業経営と管理しているものである。農業常働者にとってのこの自家菜園なる個人副業経営の意味は上述の才一、才三の視点に関連して一るといってよい。VEGの常働者は他のVEB常働者、例えば工業常働者と比べると、1960年で平均16.8%、1970年で平均7.8%の賃格差をもっていたからである。しかし、1979年でみるとその格差は僅か4.2%まで縮小しているだけでなく、商業や郵便などの常働者よりはかなり高くなったといえる。従って賃金格差からみた自家菜園利用のインセンティブは次第に縮小してきていることになる。

次にで次に個人経営(LPG I・II型)及び個人副業経営(LPG I・II・III型及びGPG組合員)の地位と家畜所有頭数<sup>20)</sup>の点から検討

しておこう(以下では兩者をまとめて個人副業経営と呼ぶことにする)。

資料36表によつてLPGの家畜所有高にしろ個人副業経営の割合をみよう。次に指摘されるのは以下の点である。第一に、LPG全体で見ると、1960年には個人副業経営のシェアは牛47.2%、豚48.9%、羊45.5%、家禽63.2%とさおのて高かったが、その水準は家禽を除いて、しだいに漸減傾向を示し、特に68年以降加速されて、牛や豚では10%を下回しこれを下回る水準に落ちつつあり、比重が大幅に低下したことにあつた。第二に、こうした漸減傾向は、LPGの中心やI・II型からII型に移行したことに対応しているとともに、II型においてだけであつてI・II型においても個人副業経営の比重が低下することによつてひきおこされてくる(I・II型における社会化水準の上昇)。第三に、これに対し、家禽はLPG全体ではほとんど変化がなかつたが、個人副業経営の中心やI・II型から家禽・羊とつた小家

第36表 LPGの家畜所有高中の個人所有の割合

(%)

年度末	牛			豚			羊			家 禽		
	全 体	I・II型	III型	全 体	I・II型	III型	全 体	I・II型	III型	全 体	I・II型	III型
1960	47.2	96.6	13.8	48.9	96.9	21.7	45.5	95.5	18.0	63.2	95.8	46.9
61	45.8	95.9	12.7	43.8	96.3	17.2	41.5	93.7	15.7	64.6	96.0	48.8
62	42.6	93.5	10.2	39.5	94.3	13.9	38.5	90.2	14.5	59.0	94.1	43.0
63	41.2	92.4	9.5	39.9	93.1	15.2	35.5	86.6	13.7	61.1	93.4	46.4
64	38.7	90.6	8.3	37.9	91.3	14.2	32.1	82.6	12.9	64.4	93.6	51.0
65	36.4	88.6	7.5	36.8	89.8	14.6	29.4	78.2	12.7	65.9	93.4	53.8
66	34.4	86.3	7.3	35.3	87.9	14.4	26.1	74.3	12.3	66.2	93.6	54.8
67	31.3	83.8	7.3	32.8	86.2	14.2	22.8	68.8	11.9	63.4	93.0	52.8
68	27.2	80.2	7.6	29.7	84.3	14.4	19.4	61.8	11.7	62.7	91.9	54.1
69	22.1	76.4	7.8	23.4	81.4	12.3	17.3	53.3	12.5	58.6	90.7	52.2
70	18.6	72.7	6.8	20.7	78.7	11.9	15.8	46.5	12.6	60.9	92.2	55.6
71	15.2	73.2	6.7	17.6	78.3	11.2	14.9	46.1	12.9	59.1	90.6	55.3
72	12.8	69.8	6.8	16.2	75.5	11.8	14.7	43.5	13.4	61.9	89.3	59.3
73	10.1	66.8	6.1	14.1	73.3	12.0	15.2	40.5	14.4	61.6	91.9	59.8
74	8.7	63.2	5.8	12.6	71.1	11.0	15.7	40.4	15.3	62.1	89.2	61.1
75	6.5	62.0	5.2	10.6	67.6	8.9	16.7	47.1	16.4	63.1	75.8	62.9

(注) 1969年以降、LPGが参加して創設した協業組織体の独自の所有高はLPGの所有高からは除いてある。したがって個人所有の割合は相対的には高く表示されることになる。

(出典) S. J. d. DDR, 1967, 1970, 1974, 1976 により算出した。

第37表 LPG 個人経営および個人農の家畜所有高の割合

(%)

年度末	牛	豚	羊	家 禽
1960	45.6	49.6	42.8	72.5
61	45.1	44.9	39.1	72.5
62	40.9	40.8	36.9	68.0
63	39.9	42.3	35.5	70.4
64	37.0	40.1	31.7	73.0
65	34.9	39.2	29.9	74.1
66	33.0	38.2	27.3	74.2
67	30.2	36.2	25.0	72.7
68	26.5	33.5	22.3	73.0
69	21.1	24.2	19.8	57.7
70	16.1	21.7	18.8	54.9
71	14.8	18.8	17.7	50.0
72	12.3	17.1	17.6	46.1
73	9.7	14.8	18.1	50.1
74	7.9	13.9	18.9	42.1
75	6.2	10.3	19.5	41.4
76	5.0	8.8	20.6	38.2
77	5.3	9.5	20.7	38.1
78	5.7	10.4	21.9	37.3
79	5.0	11.1	22.8	37.5

(注) この数字は全体の家畜所有高からVEG(1969年以降KIMを含む)、KOE、LPGの共同化部分の所有高を除いたものの割合である。

(出典) S. J. d. DDR, 1967, 1970, 1980 により算出。

畜に移行していることを示すとともに、Ⅱ型  
 においてはむしろ個人経営の比重が高まっ  
 ているかに見える。たゞ我々はこの表のもつ不  
 十分性を考慮しなければならぬ。これには  
 家畜の質が十分に反映されているだけでは  
 なく、柳葉路線の展開に伴うLPGの構造の変  
 化が示されているからである。前者の問題  
 は統計の制約上からここでは触れないとして  
 、後者の点について才37表で検討しておこう。

才37表は私的に経営される家畜所有高の総  
 家畜所有高に対するシェアで、LPG個人副業  
 経営の他に個人農のこれも含めたものである。  
 個人農の農地シェアが75年段階で約5.4%存  
 在することを考慮してこの表をみると、72年  
 以降の羊を例外として、1976年まで牛・豚・  
 家禽のいずれでも才36表で示されたよりも一  
 層加速化された速度で私的経営のシェアが落  
 ち込んでいくことが明らかだろう。このこと  
 に関して以下の点が注意されるべきである。

才一に、LPGの個人副業経営だけをとれば

、猪家畜所有高中のシェアはさらに加連化されたに低下傾向を示し、76年の水準は牛4.0%、豚5.3%、羊11.3%、家禽22.0%となる。牛と豚についていえるのは個人副業経営の意味は基本的に解消されたところといえるよう。

次に、表36と表37の差を生み出した要因の一つは60年代の後半に既存のLPGからは相対的に独立した協業組織体がZGE/ZBEとして畜産を中心に展開をはじめ、69年からは統計上LPGからは分離して把握されるようになったことである。

次に、家禽が69年以降顕著な減少をみせ、表36とは対照的な動向を示すのは、こればかりにLPGからZGE/ZBEに移行されたことと共に、1967年から創設された人民所有・工業的飼育コンビナート Volkseigenes Kombinat für Industrielle Mast (KIM) が大消費地の周辺に立地し、家禽と豚を中心に著しい生産の集中をみせていることに帰因している (KIMを含めたVEGの家禽は68年の185万羽から76年には

1865万羽へと10倍増、ZGE/ZBEは69年161万羽から79年460万羽へと2.9倍増、これに対し、LPG共同化部分は69年968万羽から76年669万羽へ、LPG個人経営は同期に1368万羽から1068万羽へと減少している。家禽生産が消費地立地型へ大幅に移行しつつあり、これがKIMの比重の著しい増加と、LPGの再編＝ZGE/ZBEの創出・拡大と結びついているのである。したがって、2才36表で示された家禽の個人副業経営の「増大」はLPG・VEGの再編過程での仮象形態にすぎず、絶対的に縮小しつつある個人<sup>(副業)</sup>経営の中での相対的<sup>(副業)</sup>の比重の増大と考えるべきであろう(牛や豚に比べ家禽の個人副業経営のシェアが高いのは飼育の容易性と羽数制限がないことにもとづくとともに、土地の有効利用の観点から考慮されるべきである――以下に述べる羊の例を示す)。

尤も2才4に、羊も72年以降個人副業経営の比重が高年としているのは、SED才8回党大会以降、農産物の自給率向上の重要な課題



とされる中で、刈取り跡地、耕地境界などの飼料予備の有効利用の観点から羊の飼育が重視されてくることの反映であって、個人副業経営の独自の発展とみるべき性格ではなっていないとである<sup>1)</sup>。以上総じていえることは個人副業経営の比重は協業が本格的に展開する1968年以降急速に低下しつつあり、その中心が家禽・羊などの小家畜に移行していること、そして、それは自給率の向上のための資源の有効利用の観点から位置づけられていることである。

これでは以上のような展開過程において個人副業経営はどのように位置づけられ変化していったのだろうか<sup>2)</sup>。一般的には次のように生じられるだろう。工業的生産方法の導入の過程で、組合員（やVEG労働者）の収入の増大と旧個人農ではなかった組合員（新規若年労働力）の増大によって個人副業経営に対する要求が次第に減少した。それはまず個人副業経営地をLPGが経営し、組合員は収穫された現物を受けとるだけになる傾向とし

て、才二に、衛生上の理由から工業的生産施設への移行のことである小家畜飼育の導入により（個人の命もLPG共同化部分に含めて飼育する）、そして才三に、LPG共同化部分での土地生産性や家畜の生産性の増大によって、自家消費用の現物支給量が増大し、自ら積極的に副業経営を行う必要がなくなったこと、などに示されているといわれる。

KAPが広範に結成された段階では、通例私的な家畜飼育を行うLPG組合員に対しては、共同労働遠行労働量（AE）に応じて飼料などの現物請求権が与えられ、家畜飼育を行わない場合は飼料1dtGE当り45～50Mの現金（現物支給相当分）が支払われていたといわれる。例えばノースラインディングブルック県のKAPメレンベックでは現物支給の算定基礎として年間最高2250時間の遠行労働について、1時間当り0.9kgGEの現物支給と定められていたが、400時間未満の場合は請求権がなく、個人副業経営のみへの専心は許されてきた。

これと関連して注目されるのは KAP が形成された段階で、通例組合員の家計ごとには 600  $m^2$  の菜園地が個人的に利用される権利が定められたことである。そして組合員がより大きい菜園地を所有しているときには 600  $m^2$  以内の部分の 1  $m^2$  につき 0.2 kg GE の現物支給請求権の控除が行われるとされていた。これは KAP 段階で VEG 常働者と LPG 組合員が共同作業を行うようにした際に両者の権利の平等性確保のための一方策として、VEG 常働者の 625  $m^2$  の菜園地利用の水準まで LPG 組合員の菜園地利用を制限する方向がとられたものと思われる。

こうした発展過程の現段階における到達点を示す一つの枠組みは LPGP (LP GT) の『定款』や『経営規則』における個人副業経営の規定であろう。それによると、

才一に、ここでは協同組合農民だけでなく、常働者（つまり VEG の常働者ならし KOE の常働者が LPGP / LP GT に参加した場合）も、小

菜園 Kleingarten を与える面積（定かではないが 400 m<sup>2</sup> か一つの目安になるかも知れない<sup>23)</sup>）の菜園地を含めて、一人当り 0.25 ha（一家族当り 0.5 ha）を上限として個人副業地が与えられるが、

才二に、この土地は何よりもまず区画整理後の残留地や分散地から分配され、

才三に、垣根を作ったり、果樹を植付したり、建物をたてるのには組合の許可が重要なこと、

才四に、組合により経営してもらった場合は、必要な経費や種子・種人毛分を控除した上で、自家消費と飼育してゐる家畜の飼料用に不足かじの文書で指定された生産物の年平均収量を受けとるが、家畜飼育を行わないときは、食用にレイシヨを確保した上で、現物のかわりに、原価を控除した年平均収量に対応する財政的補償を受けとる、とされた上で

才五に、個人的家畜飼育の頭数制限の指標数字は特に設けられておらず、組合の労働や

飼料生産への参加の程度を考慮して自主的に決まるとされていること（但し、衛生上の注意義務あり）にこうした過程の一つの帰結的表現であろう。

先に示した表37で1976年以降、豚の私的経営のシェアが高まっているのはKAPからLP GP (LP GT) への移行という事態に対応して第働者や自家菜園を二える個人副業経営を獲得したことに関連しているものとみられる。これにもかかわらず、大量の第働者やLP GP (LP GT) でこうした権利を獲得した割には、その増加は大きくはなく、個人の勤労者にとって家計補充的な意味での生産物販売による個人副業経営の地位が相対的に後退していることは疑いなし。この段階の個人副業経営の意味を考えるには上述の才三の視点（余暇生活の取っ手）が不可欠であるから、後に古う一度簡単に検討することにしよう。ともあれ1977年のこうした個人副業経営による販売額は畜産物全体の2%以下にとどまっていること

とで表す<sup>74)</sup>。

そこで、以上のLPGの構造分析をふまえて、  
協業路線の具体的な展開過程を歴史的に考察  
することにしてしよう。

### Ⅲ. 北平的農業路線の政策の確立

(1960 ~ 66年)

#### (1) 農業への新経済制度の導入

— 政治の時代から経済の時代へ —

1960年4月の集団化完了と翌年8月13日の  
 へんにの壁構築によつて、62年10月のSED  
 第5回党大会17中総はDDRに比する社会主義  
 的生産関係の勝利を宣言した。<sup>75)</sup> しかし、61~  
 62年の著しい天候不良の下で農産物収量  
 量 (t) は60年と比べ61年には、穀物257.5  
 → 21.7, にしよ 192.4 → 123.7, ビート 287.6  
 → 213.8へと激減し、62年には穀物26.4, にし  
 よ 179.0と回復するものも、ビートでは  
 213.8へとどまり、豚を中心とした家畜所有頭  
 数の減少と肉生産の後退も起るという状況  
<sup>76)</sup> の下では政治的力関係の上での勝利と経済  
 的勝利は同一のものではない。したがって、  
 263年1月に開催されたSED第6回党大会は  
 社会主義的生産関係の勝利を確認する一方で  
 「社会主義の包括的建設」を綱領に明記し

# 「国」経済の計画化と指導の新経済制度

Neues ökonomisches System der Planung und Leitung der Volkswirtschaft (NöS)

の導入による経済建設への重点の移行を決定  
 した<sup>1)</sup>。しかし後に率直に吐露されたように、  
 工業へのNöS適用と比べて「農業」は事態は  
 より複雑であった。私はこのころ、農業の指導  
 にも長い間余りにも行政的な方法に依存して  
 いたことも大変心配であったことを、さりと  
 言った。戦争直後の緊急の時期にはそれだけ  
 の穀物への作付け、それだけを引き渡すこと  
 へのような価格を支払われるべきは行政  
 的な方法で規定しなければならなかった。し  
 かもDDR全体へ発展した計画経済の安定化と  
 ともに、農業の計画化と指導の方法もまた明ら  
 かに徐々に変化しなければならなかった。農  
 業の完全集団化が行われ、工業の一定の基本  
 問題が解決された後で我々は農業でも新経済  
 制度の導入に移行するところであった（1965  
 年6月の第13回農業博覧会でのソルブリンヒト  
 演説<sup>2)</sup>）である。集団化の完了は以前の大量



a 中小農民經營の發展段階の低いところから、  
 大農的に生産する、LPG との併存という状態  
 から、I ~ III 型の差違を内包しつつも LPG の  
 決定的地位を占めるべきである。農業構  
 造を創出することによる、社会主義農業經  
 営の安定化と、先の大農業経営化 (= 社会主  
 義の高度化) を第一義的課題として提出した。  
 SED 才 6 回党大会は綱領に於いて、この  
 発展方向を、集約化と工業的生産方法への  
 漸次的移行を土地条件に左右される集積と徐  
 々な専門化と結合することによる、LPG I 型  
 → II 型 → III 型への連続的・段階的發展と規定  
 した。そして工業的生産方法は、(i) 吊御過程  
 の合理的組織化、(ii) 及同吊御への統一の指導と  
 技術の統一の利用、(iii) 科学の最新の成果の利  
 用、(iv) 総販売額への費用計算の導入による下  
 りか一千単位の決算、(v) I 型での私的畜産經  
 営の市場生産確保のための共同吊働との適切  
 な関係の創出、を主要な内容とするとしてた。  
 綱領に於いてはさらに先へための具体的課題

を8項目に亘り、2番目に「生産原則 Prinzip  
 der Produktion」にもとづく指導の発展、8番目に  
 「計画化の完成」を以て、NöSの農業適用を  
 具体化していったし、<sup>19)</sup>個々の措置について後  
 述するようには党大会を前後して相次いで実施  
 に移されたといつたといつてよい。しかしNöS  
 の農業への適用の戦略的位置づけとその包括  
 的な規定は与えられ、今日のDDR農業政策の  
 礎石を打ちおかれたのは64年2月28日～3月1日  
 のドイツ農民会議第8回大会であったといつて  
 よう。この大会は1970～80年までのDDR農業  
 の展望計画 Perspektivplan (10～15年の発展  
 予測をもとに5～7年の長期計画を以てする2  
 段階計画化)とともに64～65年の年次計画を  
 確定することを目標とし、NöSの核心に、農  
 業への社会主義の経済法則の適用ならびに、  
 農業内および農業と他部門間の関係に物質的  
 関心の原則(農民の収入増とLPGの蓄積拡大  
 の結合)を適用することと規定した。そして  
 NöSの農業における目標を、(i)土地肥沃度の

増大。(ii)生産コストの削減、(iii)主要生産部門への集中と中要とする  
 コスト引下げのための科学・技術進歩の全面的利用、(iii)主要生産部門への集中と中要とする  
 ための集約化に伴う工業的生産方法の導入、(iv)重点投資、と規定し、1970～80年までの  
 のDDR農業の発展方向として工業的生産方法への移行とした。この内容として、(i)生産を2～3  
 の主要生産部門へ集中し、部門間の経済合理的結合を形成する、(ii)個々の農産物の大規模  
 生産を、専門熟練労働力と完全機械化体系による高い労働生産性の下で、自主的に決算を  
 行う経営単位にたいして確保する（専門チーム形成）、(iii)科学・技術の包括的適用と経営  
 の安定化、と具体化した<sup>80)</sup>。注目すべき点として、SEDが回覧大会の「立地条件にふさわしい  
 集積と徐々の専門化、から主要生産部門形成へとより具体化された点である。この点に關  
 連して、農正会議の演説にたいして「この通り  
 には、2人の農民の発言を肯定的に引用し  
 たこと、後にDDRの農業政策の本質的特徴

Wesenzug をなすように行なつた経営間協業の  
 端初的な位置づけを行なつた。農民の発言は次  
 のようである。——我々は LPG から動  
 物園や植物園をつくるべきではない（百貨店  
 生産=多部門生産の批判）、一つの LPG で全  
 の部門において科学・技術の最高水準に対応  
 した生産を行ふことはできない、一定の生産  
 領域における LPG 間の専門化と協業関係をし  
 んで、生産の集積や常態生産性の上昇ははかれ  
 ない。ウヰフリヒトはこの見解に全面的賛  
 意を表明しつつ、組合員や大生産の常態様式  
 に習熟してはおり、安定した指導部が存在し、  
 組合員が積極的に指導に参加してゐる先進 LP  
 G III 型で協業を始めることを提案したのであ  
 る。そして、主要生産部門への集中は副次部  
 門の生産の縮小を意味するから、協業経営間  
 で全体として需要にみ合う生産を確保するこ  
 うに部門の交換を行ふこと、さらに郡農業評  
 議会（後述）の承認と調達・買付経営との市  
 場生産物に関する契約の締結を条件とする一

方で、個々の農産物の間に経済的安定性の不  
 均衡が存在する現状の下で、部門交換の投機  
 的観点から与えられることのように警告を  
 発して来たのである。<sup>81)</sup>ともなれば、ここに農業  
 経営間の協業路線が、先進LPGに限定され  
 てはなれば、工業的生産方法への移行の一つの  
 具体的展開方法として設定されたといつてよ  
 い。

ところで協業路線とは、法的・経済的に自  
 立し、法定した農業経営(LPG, VEG)が、  
 自らの再生産過程全体を統一的に指導するこ  
 とを条件として、農業経営相互、相互、補  
 助的労働過程を担当する自主的経営や農産物  
 加工・販売経営と、一時的ではある協定や契  
 約にもとづいて協業することによって工業的  
 生産方法に漸次的に移行することによって他  
 方ら<sup>82)</sup>い。たとすれば、これは中然的に、集団化完  
 了以前に経済指導に代わる行政的方法の優越  
 性(生産物の量・質を細かく規定した誘導指  
 標制度、義務供出および自由余剰販売の二本

立として前者に重点を置いた計画的二重価格制度と国家の農産物調達・買付経営による一元的購入制度、専ら行政的機関による農業の国家指導)を克服し、直接的生産者の参加を基礎とした間接的・経済的指導制度へ移行することと不可欠の条件としていたといえよう。<sup>83)</sup>  
 尤して、これが元々「計画化と指導の新経済制度」の本質的内容であったともいえるからである。尤して協業路線のより立ち入った分析の前提として、これに関する範囲を以下に NöS の導入による制度的再編を簡単に検討しておこう。<sup>84)</sup>

### (1) 計画化と指導制度の再編

NöS における科学的指導の眼目の一つは、中央機関は基本的問題に集中すべきとともに、全ての決定はこれが最も通曉して解決されるところで取り扱われねばならぬといふことであった。<sup>85)</sup> 尤これは行政的機関と経済的機関の合業の導入を意味するとともに、決定に關係

する人々の参加を一つの構成要素とした。

指導機関の再編についてみれば、1960年9月12日に国家評議会 Staatsrat が設立され、DDR成立以来、行政・経済・軍事の全体的な統轄を行ってきた閣僚評議会 Ministerrat が経済的問題に集中する体制が形成されたのが一つの出発点となすものと思われる。そして農業についていえば、上述のSED第5回党大会17中総（62年10月）で2～3の郡・県で試行的に農業評議会を結成することや提案され、翌年2月11日の「閣僚評議会による国民経済の計画化と指導に関する国家評議会令」の中で、旧来の農業・買付・林業省が解体され、閣僚評議会の下に、中央―県―郡に亘り農業生産の統一的指導・計画化・組織化を行う農業評議会 Landwirtschaftsrat が設立されたのである。農業評議会は第一に、各レベルでの構成員を従来の行政機関従事者だけでなく、農業者・LPG議長・VEG支配人・技術者などに拡大し、下からの参加を保証するとともに、第二に

、独自の生産指導部 Produktionsleitung (執行機関) を持ち、経済指導に専心できるようにした。ことに (行政機関である県・郡評議会 Rat des Bezirks od. Kreises の農業生産部との合業)、第三に、農業生産に関連する他の産業部門 (農業機械工業や肥料工業など) に対する監督権を持つことにより、特徴づけられる。

農業評議会の下には種苗・家畜育種・土地改良などの人民所有経営連合 Vereinigung Volkseigener Betriebe (VVB) が経済計算制に由りて経済指導機関に再編されて編入されている他、農業技術・資材技術供給国家委員会 (64年1月30日から)、ドイツ農学アカデミー、林業国家委員会 (65年5月1日から) などにも所属している (VEGはそれぞれの性格に応じて VVB, ドイツ農学アカデミー、県農業評議会に所属する)。

さらに農業評議会<sup>会</sup>と並んで関係評議会に所属する農産物調達・買付国家委員会や農産物流通に責任を持ち、財務省管轄に移行して農業



銀行の金融管理を一元化して担当することに  
し、農業評議会制度を支えていた。

次に計画化についてみると、閣僚評議会に  
直属する国家計画委員会が農業評議会と他の  
国民経済部門の結節環として、展望計画や年  
次計画の策定を農業評議会と協議し与えら行  
い、そこで決定された誘導指標数字は都農業  
評議会から各LPGにおろされ、そこでの検討  
を経てフィードバックされる仕組みになっ  
ている。重要な変化は、63年4月20日のSPD中  
央委員会が農民宛の手紙で開始された2カ年  
計画化と誘導指標の大幅な削減（穀物、バレ  
イショ、肥料、投資のみ）である<sup>物</sup>（後述）。  
これらはいずれもLPGが自ら展望計画を打ち  
立てることを基礎として年次計画を作成す  
ることを要求したから、現実にはウエルリヒトの  
第13回農業博（65年6月）での指摘のように  
、Ⅲ型を中心とした800～900のLPGで実施  
されたにとどまっていた（約5～6%）。そこ  
での指摘の通り、協業の展開によりLPG自身

の発展の基本方向を確定することなしに計画は作成されえなかったからである<sup>88)</sup>。

## (2) 農業技術の再編 (MTS → RTS → KfL)

経済的干渉に関する第一の変化はMTSの再編である。農業経営に対する社会主義セクターの比重や規模が小さい一方は、MTSが農業の社会主義的改造＝集団化への一つの管制高地として果たす役割がさほど大きかった。しかし、集団化の完了とLPGの規模の拡大(第33表参照)はLPG～MTSの農業技術指導の二元性をLPGの自立的発展への桎梏とするに至ったといえる。1959年2月の第6回LPG議長・活動家会議での決議を受け、4月からMTS技術の貸貸による *leihweise* 譲渡と、トラクター・コンバインオペレーターなどのLPG組合員化の開始によってMTSの再編が着手された。LPGに対しては金融即成としてMTSが従来受けていた補助金を1年目～3年目にかけて100～40%譲渡することによってこの過

程を促進することともに、MTSは修理技術ステーション Reparatur-Technische Station (RTS) に漸次的に移行して、(i)特別の修理、(ii)動力・燃料・部品の供給、(iii)技術幹部の養成、(iv) LPGが自力で購入できない機械の新規調達、を担当することになった。しかし、LPGの経営規模と機械の能力・利用の間のアンバランスが存在する状況をふまえて、62年8月16日の「基本手段の完全投入に関する決定」によつて、機械を保存し自らは完全利用できない場合には他の経営とコスト充足型料金表にもとづく貸与契約の締結が義務づけられた（人を伴った貸与には労働単位の評価のLPG間格差のために多くの軋轢が生じたが、LPG間の協業の発展に大きな役割を果たした<sup>89)</sup>）。そして63年3月15日の「基本技術の移転の一般原則に関する閣僚評議会幹部会決定」は第一に、MTSの基本技術をLPG III型には国家所有のものが配属し Unterstellung、購入の努力を促す一方で、I・II型に販売 Verkauf することによ

った。LPGの機械利用主体としての地位を最終的に確定することにも、第二に、機械の共同利用目的での譲渡を認め、協業展開の条件を創出した。さらに翌年1月30日の「農業技術・資材供給国家委員会」の創設と課題の基本方向にもとづいて、同年9月1日以降、全ての郡でRTSから郡農業技術経営 Kreisbetrieb für Landtechnikが創設され、その課題が、(i) トラクター・機械の修理、(ii) 部品供給、(iii) LPG、VEGの機械化促進、(iv) 機械化労働技術の導入、(v) 機械需要の把握、と定められることにより、2 MTSの再編は基本的に完了し、LPG (VEG) ~ KfLの新しい合業関係が形成されることになった。1965年までにMTSの基本技術の $\frac{3}{4}$ がLPGに移転され、オペレーターは5万人余がLPG組合員になったといわれている。

(3) 農産物価格・ロールアップ・補助金

LPGへの機械の譲渡は逆にLPG自体の高い

蓄積力の創出を要請するところになる。従来の農産物価格は、原価割れを伴うような低い供出価格 *Erfassungspreis* と高い買付価格 *Aufkaufspreis* との二本立てで形成され、主要農産物を中心に前者に由来する調達された。したがって低農産物価格は他方で LPG の安定化のための種々の補助金と結びつやぶるを得なかった。たとえば 58 年末までは第 1 単位当り 7 DM の最低額の保証のために、また、60 年からは LPG Ⅱ型 の組合員の年収 3120 DM 確保のために「生産補助」の名目で、それぞれ補助金が支払われていたという具合である。しかし、低農産物価格を補助金で補完するシステムは LPG 自体の経営の計画化と安定に役立つものではなかったことは明白であった。62 年 3 月のドイツ農民会議は「不経済的な補助金の廃止と、生産の物質的刺激的強化」を勧告していた<sup>10)</sup>。翌年の SED 第 6 回党大会はこれに基づいて補助金の廃止の方向と統一的生産者価格の導入を決定した。同年 10 月 10 日の閣僚評

議会議決は、第一に、64年の収穫期以降植物生産物の統一価格の実施。第二に、動物生産物は63年の市場販売高の超過に対し64年のコフレミアムを導入。第三に、LPGへの補助金と技術投入用に集中することにより、その方向への決定的一歩を踏み出したのである。植物生産物の統一生産者価格は二重価格制の複雑さを解消することにも、従来への供出価格と買付価格の平均を採用することにより従来への平均販売価格と25~30%引き上げることにより作用した。畜産物については全体としては統一価格は導入されなかったが、64年からはLPGⅢ型の屠殺用家禽・卵に従来への買付価格水準での統一価格が導入されたのを手始めに、66年には羊毛・山羊に拡大され、67年からは屠畜・家禽・卵の生産者価格に庭先価格が導入されるなどの変化を経て、68年7月の閣僚会議議決にもとづいて、農業評議会体制から農業生産、食料品業評議会 Rat für landwirtschaftliche

Produktion und Nahrungsgüterwirtschaft (RLN) 体制への移行の甲乙69

年1月1日からの全面的な統一価格に移行した。  
 ところが畜産物については64年からの品質格  
 差、季節差、体重差等とを考慮した様々な差  
 別価格、70年3月4日に順次導入され、価格引  
 上げが行われたが、植物生産物と比べて統一  
 価格の導入が遅れたのは次のような理由から  
 である。第一に、植物生産は基本的に全LP  
 Gで共同耕作が行われるのに対し、動物  
 生産では依然としてLPG I・II型を中心とし  
 た個人経営の比重が高い(第36・37表参照)。  
 第二に、植物生産の先行的發展によってのみ  
 安定した畜産経営(とりわけIII型での共同化  
 部分)が可能であることとそれである(した  
 が、I・II型からIII型への移行による共同  
 化はこれに畜産の拡大を鍵を握った)。

#### (4) 契約制度の導入

すでに述べたように63年4月のSEDで中統  
 以降誘導指標の大幅削減に伴って、LPGと人  
 民所有調達、買付経営 Volkseigene Erfassungs- und

Aufkaufsbetrieb (VEAB) の契約にもとづく販売＝  
 購買関係を一連の法令<sup>91)</sup>にもとづいて形成さ  
 れてきた。そして64年のドイツ農民会議の提  
 起を受け、12月に開かれたSEDの中絶にお  
 いて、LPGと国家経済機関の契約関係につい  
 ての定式化が行われた後<sup>92)</sup>、翌年2月25日に「  
 契約法 Vertragsgesetz」が成立し、4月22日の  
 「契約法第7施行令」(6月1日実施)によ  
 って農業関係への契約法適用が具体化された<sup>93)</sup>。  
 これらはVEG, LPG, GPG(園芸生産協同組  
 合)、ZGEなどの農業経営相互を含むVEABや加  
 工工業経営(酪農場、砂糖工場、デンプン工  
 場、屠殺経営……)および商業経営を含む  
 レイショ・穀物を例外として直接契約を結ぶ  
 ことを可能にした。もとより、契約はそれを  
 経営体の計画を基礎とすることが明記さ  
 れていたが、農業経営は郡評議会やVVBの指  
 導を受けながらも、これによってそれぞれの  
 経営発展計画にもとづいて多面的な協業関係  
 を形成する法的根拠を得ることになった。以



下で検討するようには、7中総以降の多様な協業の急速な発展は契約法とその第7施行令の発効によつて、この協業路線展開の制度的条件が基本的に整備されたことを意味してゐるといふよう。

## (2) 協業路線の政策的確立

(1) 協業路線の端的的位置づけは既述のようには第8回農林会議でのウヰッフリヒト演説を以て知られたが、すでにそれ以前に幾つかの指摘や試みも存在してゐた。尤うした出発点とするのは恐らく1959年のLPG『模範定款』と『LPG法』であろう。『定款』では第46条(Ⅰ型)で、農業援助・副業経営や共同施設の設立・経営を認めることともにそれらがLPGの中心課題や農業生産の発展を阻害してはならないこと、就業者は組合員であり、例外的にのみ専門家も雇用されうること、そしてそれらの経済活動は特別に提示することなどが義務づけ

られ、貨幣収入は組合のものになることと規定  
 された。見られるようにこの規定は未  
 だ抽象的であり消極的であった。しかし、  
 この約1ヵ月後に制定された『LPG法』は第23  
 条で、LPGは副業経営の一組織体を共同経  
 営したり、土地改良やその他耕作上の措置  
 を共同で遂行することであり、これにはVEG  
 等も参加しうること(第1項)、こうした経営  
 も組織体の登録にはLPGと同様の規定がされ  
 、権利能力をもちうること(第2項)、さらに  
 、LPGは国家の農業生産の経営体(たとえば  
 乾燥施設)への参加を認められること(第3  
 項)を規定して、具体的かつ積極的な協業の  
 位置づけを与えた。注目すべき点は、経営間  
 協業の具体的な展開方向は、独立した共同組織  
 体(経営)の新設をいしこれへの参加と、土  
 地改良や耕作上の共同作業の2類型として把  
 握されていることである。もとより両者は互  
 いに絡み合いつながら、相互规定的に展開する  
 ことはいずれも当然である。しかし、この段階で

は LPG 自体の安定化が第一義的課題であり、  
 大規模生産の創出は掛付け声にも心あらず、  
 未だ制度的条件も整わず、構想も不明確であ  
 り、たゞは既述の通りである。したがって  
 経営間協業は何よりも LPG の生産・常働過程  
 の円滑な展開のために、補助的生産・常働過  
 程を分離し、LPG 間 (ないし LPG ~ VEG 間)  
 の協業組織体 KOE (この段階ではしばしば共  
 同体組織体 *Gemeinschaftsrichtung*ともいわれた  
 ) である ZGE / ZBE に集中することを中心的  
 内容とし、たゞいえる。これはやく 1962 年 8  
 月 2 日に協同組合間建設組織体 *Zwischengenossenschaftliche*

Bauorganisation (ZBO), 12 月 19 日に工地区改良組  
 合 *Meliorationsgenossenschaft* の『模範定款<sup>94)</sup>』が相次い  
 て公布されたのやがてのことと物語っている。  
 ところで ZBO の『定款』をもとにして ZGE / Z  
 BE の性格を簡単に検討しておこう。

ZBO は LPG の建設ボーリッカーと建設作業に  
 必要なる生産手段、作業場、建物、施設を、各  
 LPG からは法的に自立し、経済計算にもとづ

へて決済する経営体(法人)に集中し、建設  
 作業の効率的遂行をはかりうとするものがある。各LPGは農地面積に応じて物財的なし  
 資金的持分を提供し、それらはZBOの所有と  
 なる。ZBOの最高組織は各LPGから同数(最  
 低2名)選出された全権代表者から構成され  
 る全権代表者会議(全権代)で、議長とその  
 代理を擁し(任期2年)、ZBO責任者・主任簿  
 記係・監査委員会の選出の他に、「定款」・  
 「労働規則」の承認と変更、経営計画・報酬  
 原則・労働、ルマ・収入の分配とフォンドの  
 適用などZBO経営上の基本問題の決定を行う  
 (毎月開催され2/3の出席のもとで単純多数  
 決で決定される)。ZBOの実際の運営は責任者  
 Leiterの個人責任にもとづいて行われ、彼  
 がZBOの法行為を代表する。従業者はLPGの  
 總會決定にもとづいて、無期限で派遣される  
 組合員と非組合員労働者から構成される。組  
 合員の場合、ZBOにおける労働は全て責任者  
 の指導にもとづいて、LPG法とZBOの「定款

・「労働規則」に則ちて行われる反面、出身  
 LPGにおける基本的権利、たとえは総会への  
 参加、指導部の選挙・被選挙権、個人経営者の  
 遂行（購入による現物給付の請求権）、土地持  
 分請求権などが保証され、LPGとZBOへの帰  
 属の二重性が明らかである。注目すべき点は  
 全従業員への報酬が人民所有建設工業の外廓  
 賃率規定に対応した賃金形態で行われること  
 である。これはZBOにおける労働が基本的に  
 は工業的性格をもちて行われ、こうした労働  
 過程をLPGから分離してZBOに集中したこと  
 を示しているといえよう（経済計算は人民所  
 有建設工業の原則にもとづく）。さらにZBOは  
 基本手段・ゴール3・4・文化・社会7オード  
 に固有に形成し、参加経営との間に契約を結  
 ぶことによりて建設作業を遂行する。この際  
 問題になるのは価格であろう。ZBOの主要目  
 的はあくまでも参加LPGの建設コストの引下  
 げにあるから、原則としてはコスト充足型の  
 価格が適用されていくと思われる。しかし現

策には、一方でZBOは純然たる労働者<sup>85)</sup>を包含  
 する全従業員に対し報酬だけなく、ア・レ・ニ・ア  
 ム・文化・社会ファンドの形成によって労働  
 ・生活条件の改善に責任を負わねばならぬ  
 し、他方では基本手段の不断の拡大が不可欠  
 であり、同時に労働生産性の上昇によるコスト  
 引下げが可能である。たから、利潤の形成は  
 不可避であり、それが価格に組み込まれてい  
 たものと思われる。但し、報酬やファンドの  
 形成は全権代の決定事項であるとともに、フ  
 ォンド形成は『模範定款』でも詳細に規定さ  
 れていること、さらに、それらをもつて発  
 生した余剰（利潤）はZBOの基本手段フ  
 ンドへ一層の拡大に振り向けられるか、参加LP  
 Gに建設量に応じて返還されることになっ  
 いたから（不可分ファンドへの編入）、その利  
 潤はあくまで擬制的 *fiktiv*<sup>86)</sup> であつたといえ  
 よう。したがって現実の契約価格はファンド  
 形成用の利潤を組み込んだコスト充足型価格  
 であり、一層の利潤のLPGへの返還<sup>87)</sup>を媒介とし

て、近回的に実現されたものと見ることもできる。近回の理由はZBOの労働生産性向上への刺激であろう。

以上のZBOの例が示されるように、ZGE/ZBEはLPG(VEG)の強い影響下にあるとはいえ、それらの特定の生産・労働過程を集中し、経済計算にもとづいて利潤を生み出し、固有のフロントを持った法人であり、相対的に自立した専門経営であるといえよう。そこで問題となるのが対象領域である。ZBOの例の如く、当初は建設、土地改良、運輸、貯蔵・乾燥工場・混合飼料工場・資材供給などの補助部門でのZGE/ZBEの組織化が中心を以ていた<sup>98)</sup>。その限りでZGE/ZBEの創出はLPG(VEG)自体の農業生産の高度化を意味するものではなかったし、LPG(VEG)の発展方向の一つとして位置づけられた訳でもなかった<sup>99)</sup>。確かに、主要生産部門形成と結びつけられたLPG間協業が指摘された第8回農長会議の直後、64年5月14日に『動物生産部門の及

同体組織体の模範定款が公布され、LPGの  
 中心的生産部門である畜産への工業生産方法  
 の導入が謳われてはいたが<sup>100)</sup>、これはZGE/ZB  
 Eの「特殊な現象形態」であり、「現在の条  
 件の下では前面に立つことはできない」とし  
 参加経営の専門化の一つとみることはできな  
 い」という見解が支配的であった。その理由  
 としては第一に、畜産ZGE/ZBEは独自の工  
 地経営を持たず、参加経営からの飼料供給に  
 無条件に依存していること（参加LPGとの関  
 係の緊密性）、したがって第二に、工地経営を  
 持たない専門経営にただちに移行すべきでは  
 ないこと、そして第三に、畜産ZGE/ZBEの  
 課題は中小LPGの集約化、工業的生産方法へ  
 の漸次的移行、合理的生産単位の形成や、LP  
 G I・II型への畜産共同化の段階的形成を支  
 えるものであること、が指摘されてはいた<sup>101)</sup>。こ  
 の見解は後に、LPG I・II型からIII型への移  
 行が進み、共同化された畜産が支配的になる  
 ことを背景として、第10回農民会議（1968年



6月)で畜産への協業をとりわけ若齢家畜育種から始めるといふ決議により修正されるが(同時にここに畜産物統一価格の導入が提案されてゐる)<sup>(102)</sup>、耕種部門の協業が十分には展開してゐらず、飼料基盤の不安定な当時において、専門的畜産経営としてのZGE/ZBEの自立化が企図されてゐたのは当然ともいえよう。このように協業の出発点として農地所有とは関連の薄い補助的部門の相対的自立化として着手されたのである。ZGE/ZBEの展開は第38表に示した通りである。畜産を中心とすると思われる農業ZGE/ZBEは/経営当り就業者数で示されるように67年までは自立的経営といふに難い規模で存在してゐたにすぎないが、68年以降、経営数、規模の著しい拡大により新しい地位と質が与えられたことが明らかであろう。これに対し、ZB0などは当初からかなりの規模で形成されてあり、参加経営数は64年の1111が65年には2100(LPGのみ)に達してゐた<sup>(103)</sup>。

第3表 ZGE/ZBEの動向(経営数と1経営当り相対的従業員数)

年 度	農 業		林 業		建設 (ZBO)		土地改良組合	
	経営数	従業員	経営数	従業員	経営数	従業員	経営数	従業員
1965	163	4.6	25	7.2	332	33.9	213	25.5
66	243	5.4	36	9.1	372	36.8	216	29.2
67	299	7.8	73	8.3	404	41.0	218	35.6
68	444	18.4	171	7.4	431	45.4	206	44.3
69	622	64.1	296	7.4	449	58.9	200	57.0
70	608	47.0	379	7.6	459	63.1	195	63.6
71	488	31.4	426	8.4	455	65.9	195	66.6
72	700	49.2	487	8.8	461	70.4	191	68.1
73	1,244	122.3	494	8.2	400	91.9	181	73.0
74	1,445	138.2	374	9.7	310	125.3	179	77.5
75	1,692	159.0	231	9.8	272	149.8	177	80.5
76	1,670	172.2	30	9.6	233	177.5	168	86.3
77	1,482	157.6	23	8.8	209	186.7	165	90.1

(出典) S. J. d. DDR, 1978, S. 164 より算出。

(2) 次に LPG (VEG) 自体の高度化に関連する協業政策の展開をみることにしよう。

62年のLPGⅡ型『模範定款』は、「展望計画は村落に存在する〔他の〕LPGや住民とともに討論されるべきである」(第33条第3項(d))、「協同組合経済の建設にあつて、相互の社会主義的援助のために、〔LPGに設置される〕委員会は地域に存在する〔他の〕委員会や、Ⅲ型の隣接協同組合と経験交流を行う」(第35条第5項——括弧内はいずれも筆者)と規定し協業の展開を示唆してゐた。そして既述のように第8回農民会議でアウリブリヒト演説を受けてLPG (VEG) 間協業は第一歩を踏み出したのである。同年(64年)12月のSEDの中統は社会主義農業経営の契約関係の定式化を行い、翌年の契約法制定の準備をすることによつて協業路線展開の制度的条件を整備を完了することともに、「協業関係の包括的評価<sup>104)</sup>」を与え、「農業生産の主要部門の機械化の第一歩はとくに隣接するLPGと共同

で進められるべきである<sup>105)</sup>と規定して、機械  
 の共同利用を軸とした協業の本格的展開の出  
 発点とした。翌年1月30日には中央農業評  
 議会決定「技術への投入に際してのLPG間の協  
 業関係の促進に関する措置」、2月9日にはそ  
 れに関する指示が出され、2月25日の契約法  
 制定を経て、3月8日には「協業関係の発展に  
 対する諸経験」として初めて経験総括が公  
 刊された。これを3月22日に中央農業評議会議長  
 エヴァルトの「DDRの社会主義農業に対する  
 多様な協業関係の発展への提言<sup>106)</sup>」によ  
 り農業評議会レベルでの協業路線の政策的確  
 立を明らした。

エヴァルト提言は「協業関係は農村に  
 対する一層の社会的、経済的発展に  
 対して決定的、原則的意義を有して  
 いる」と規定し、「生産、流通、サ  
 ービス給付の領域に全面的に発  
 展させねばならぬ」として、その多  
 様な形態として、植物、動物生  
 産に対する共同労働や、作目や家  
 畜の種類交換、調整；機械や

しい機械体系の共同利用；畜舎の共同利用；  
 ZGEへの参加をあげていた。そしてLPGを3  
 類型に分けて協業の課題を具体化してゐる。  
 第一に、発達したLPGⅢ型では（Görzig, Grö-  
 bzig, Osternienburgなど）投資の節約をしながら、  
 集約化・主要生産部門形成・工業的生産方法  
 への移行と行い、生産と労働生産性の最大限  
 の上昇をはかる。第二に、大部分のLPGでは  
 集約化を進め、主要生産部門形成・工業的生  
 産方法への移行の前提を今後数年で創出する。  
 第三に、中小LPG（I・II・Ⅲ型）では、集  
 約化を進め、分散的経営方法の克服・近代的  
 農業技術の利用と行い、小LPGの将来の合併  
 を農民自身の決定により計画的に準備する。  
 このようにまず発展水準に依つた課題設定を  
 した上で、形式主義を排さねばならぬとし  
 て、異なるタイプ間、発展水準の異なるLPG  
 間、規模の異なるLPG間での協業が立地条件  
 の効果的利用の視点から重視されてゐるのが  
 注目される（もとより協業はLPG間だけで

はなく、LPG ~ VEG, VEG ~ VEG, LPG (VEG) ~ ZGE / ZBE 間に亘って多様に提起されてくる)。したがって都や県といった行政的境界も協業発展の制限にはならないとされた。LPG の発展水準に応じた協業の課題設定と、地域的才と才りを考慮した、発展水準・タイプ・規模の差をこえた協業の形成という提起は、依然として I・II 型の比重が高く、経営間格差が異タイプ間のみならず同タイプ間でも大きかった当時の状況とよくあてあまる。全 LPGA にとって協業が中要であり、利益をむねらすと考えられていたからである。その点で第 8 回農民会議でのウルゴリヒトの提起——主要生産部門形成と直結した、先進 LPG II 型での協業の開始——はより発展させられ、全 LPG を対象とする多様な協業という把握におきかえられたといえよう。なお、協業関係の形成にあたっては次の点が強調されている。すなわち、第一に、組合員農民の意志にもとづき、総会、幹部会決定によること、第二に、各戸

は文書にもとづくこと、第三に、参加経営の法的、経済的自立性が維持されること、第四に、相互の経済的利益が保障されること、第五に、協業形態の画一主義的の変更や解消を避けること、第六に、参加経営の課題・権利・義務ならびに金融・決算の方法を明確化し、通例、契約的協定やし第節規則の締結が行われるべきであること、第七に、協業関係に関する重要な経済的指標は参加経営の経営計画において考慮されねばならないこと、そして第八に、協業によって生じうる市場販売高の変更は都農業評議会の生産指導部との調整を必要とすること、以上である。そして安定した統一の指導のために、幾つかのLP区では組合員総会の決定にもとづいて活動する協業評議会 Kooperationsrat (はし協業幹部会 Kooperationsvorstand) が結成されることも指摘され、今後、協業関係の発展に関する広範な討論を喚起している。

エグザルト提言に續いて4月22日に既述

のように契約法第7施行令が制定され、その  
 直後のSED9中総(4月26~28日)では、「  
 協業関係の著しい発展の客観的必然性はとり  
 わけ農業における生産の一段の集積・分業・  
 専門化の法則的過程から生ずる」(ガリュエー  
 ネベルク)とされ、LPGやVEGなどの国家機  
 関の一部に存在する、協業を単に中小LPGの  
 問題とみ直す傾向が批判されるとともに、「  
 協業関係はDDR農業の一段の社会的発展にと  
 って偉大なる政治的・経済的意義をもっている  
 (優占筆者)と位置づけられ、党レベルでの  
 協業路線の戦略的地位が確定した<sup>107)</sup>のである。  
 これでは多様な協業はどのような道筋をた  
 どって工業的生産方法に到達することかでき  
 るのか。この点について、第13回農業博覧会  
 (6~7月)でのワルポリヒト演説(6月25  
 日)<sup>108)</sup>は注目すべき指摘を行った。彼は、「協  
 業関係は単に中小LPGを大LPGへ合併させる  
 目的に従事すべきではないか」とい  
 う多くの農民の疑問に答え、次のように述べ



てゐる。「協業関係には多様な形態と方法があり目標も様々である。たとえば二つの村に六つの小LPG I型がある。ここでは協業関係は明らかに緊密な共同と後には合同の方向で発展する。しかし、1500~2000haといった大LPG間の協業関係も存在してゐる。これらのLPG間では合同は考えられない。そして前者の例として、多くの小LPGが協業の経験の中で、漸次的な合併を決定したオーベルニッテ地域をあげてゐる。だが「組合員農民が、個々のLPGの自立性の維持の中に利益を見出すのか、それとも一つのLPGへの漸次的合併の中に利益を見出すのかは、彼ら自身によってのみ決定される」とした。更に後者の例として、バールシュテット、ホッテルシュテット、ゲルツィヒをあげ、合併の全く考えられない隣接大LPG同士の協業は、耕種、畜産部門の一定の領域を協業に参加する個々の経営に集中し、契約関係にもとづく生産物交換を行うことによつて主要生産部門形成→工業的

生産方法への移行を促すことが課題であるとしていふ。そしてもう一つの協業形態としてZGEを指摘している。筆者がここに注目したかったのはこうした指摘に先立って、協業による経済的發展の「模範的 *mustergültig*」な例として挙げられたムックエン協業地域 *Kooperationsbereich* (後にKOGという用語に統一されるが、この段階ではKOGと協業地域の両者が用いられていた) の評価である。ここでは中小のI型(3経営)とII型(7経営)による農家同士の規模を異にした(農地の67~431ha)協業が形成され、参加経営の平等、法的・経済的自主性の下に労働規則を作成し、二者間ないし多者間の契約により相互関係が規定されている。そして1970年までの発展計画にもとづいて畜産での協業をも予定していた。ウルブリヒトは「この〔協業〕地域は計画にもとづいて徐々に一つの統一的生産・再生産単位に成長する、(傍点および括弧付筆者)とみて、これを「模範的」とした

のである。すなわち、ここでは協業の自的参加 LPG の個々の生産構造の高度化に与えられてくるだけにとどまらず、協業の目標=到達点か協業地域の「統一的生産・再生産単位」の形成として把握されている。参加経営の自主性を維持しながら、協業評議会 KOR による統一的指導体制を軸とした、KOG レベルでの「統一的生産単位」の形成——端初的にせよ、ここで主要生産部門形成による工業的生産方法への移行の環としての水平的協業路線の戦略的方向づけが KOG 形成として与えられたといえよう（それとの関連で上述の合併問題は論じられていたのである）。

同年（65年）12月のSED 11中総は新経済制度第一段階の総括を行う中で、翌年2月に開催される第9回農民会議の課題として「協業の方法と進歩的な協業評議会の経験を一般化しそこから結論をひき出す<sup>109)</sup>」（傍点筆者）ことをあげて、KOG化の政策的確立を示唆した。第9回農民会議は以上のような水平協業政

策確立過程の一つの頂点を占すとともに、垂直協業政策の出発点を占すことにより、DDR農業の社会主義的高度化の一里塚を形成した。ウルブリヒトはこの演説で、今後10年間の発展のための「近代的農業の原則」として有名な5大原則の定式化を行っている。第一原則は土地の肥沃度と畜産経済の生産性の体系的高揚である。第二原則は社会主義的経営経済は合理的経済と中要とするということであった。そして注目すべき第三原則に「協業関係は経済性を高め、LPGに大きな利益をもたらし」と指摘した後で次のように述べている。「社会主義農業経営間の協業関係は体系的に完成されるべきである。相互の経済的利益に依りて、社会主義農業経営はこの協業を単純な共同から多面的に結合し統一的・民主的に指導される共同体へと発展させる。ここでは一連のLPGが恒常的に協働する。この共同体は社会生活全体の計画化と指導の制度に依りて質的に新しい地位をしめる」。

らに第四原則として「経済的契約関係の形成、農産物の加工および生産手段供給・サービス供給の合理的組織化」を挙げ、「社会主義農業経営と農産物加工経営及び生産手段供給とサービス提供へ一定の組織体との間に共同のための契約制度が創出されるべきである」として垂直的協業の形成を指摘した。そして最後に第五原則として「経済的成果と生活水準の引上げは組合員農民と農業指導機関の協力の科学的技術的および文化的水準に依存する」とも指摘されたのである<sup>110)</sup>。

垂直的協業政策についてはIVで述べるとして、ここでは第三原則の意義について二点指摘しておこう。それは第一に、この原則に於いては、協業そのものの発展方向が、単純な共同（一定の分野での一時的な共同）から多面的・恒常的・統一的な共同として把握されていくことである。そして第二に、協業の到達目標が一定の地域的まとまりを持ち、統一的・民主的に指導される協業共同体 = KOGの

形成とされたことである。つまりエヴァルト  
 提言に示されるように、協業に参加する経営  
 のタイプ、規模、水準により、それら個別経  
 営の課題や様相に異なっていることを認め  
 上で、協業自体の発展を重視し、その発展方  
 向をKOG形成＝地域的統一的生産単位形成と  
 して明確化したことが注目されるのである。  
 換言すれば、従来の協業も個別経営の発展に  
 とってこの協業という把握であったとすれば、  
 ここでの協業はそれらをもつて地域的生産単  
 位の形成のための協業という把握に発展させ  
 られたのである。2年後の1968年6月の第10  
 回農民会議でのワルターヒトの演説からもこ  
 とを端的に示している。「これは昔ではたと  
 えば深のような見解を克服に存在して来た。す  
 ばおち、一つの小さいLPG I型はその一層の発展  
 の中でLPG III型に至る段階を体系的に通過し  
 、合併によって一つの十分に大きな社会主義  
 農業経営に到達しなければならぬだろうと  
 いうのである。しかし現実には、今日部分的に

は全く小工の LPG I 型から進歩的協業、建設に首尾よく参加しているものである<sup>11)</sup>。したがって、現今も個別 LPG の段階的發展を支えるための協業といふ部分的・一時的な協業の枠をこえて、地域の統一的生産単位形成に向けて、取らざるを得ない。規模・水準の LPG・VEG・GPG を包摂した全面的・恒常的な協業へと、協業自体の戦略的地位も高められることにならねばならない。

なお、第 9 回農民会議に関連して、二つの点を補足しておく。第一は、農業化学センター - Agrochemisches Zentrum (ACZ) の創設の提起である。すなわち、第 8 回農民会議で農村におけるサービス・商業組織体としての役割が再評価された農民商業協同組合 BHG は SED 7, 11 中総で KOG 結成にあたって、LPG との協力関係を拡大することの提起された。そしてこの農民会議で BHG は BGE として發展させられることと決定され、次の課題が提起されたのである。第一に、中央肥料倉庫

の建設と銜物質肥料施肥のための農業化学グリ  
 リカーブの投入、第二に、防除や畜産の衛生  
 上の措置のためのACEへの漸次的建設、第三に、  
 LPGの運輸・積換えの分離(=BHGへの集中)、  
 第四に農産物乾燥・バレイショ選別などの特  
 別施設の建設、第五に、農業用生産手段の商  
 業機能の拡大とともに、農産物の選別・販売  
 機能の獲得やそれである<sup>(12)</sup>。ACEはLPG・VEG  
 ・GPG・BHGなどのZGE/EBEとして建設さ  
 れ、BHGの下に組織された農業化学グリカー  
 ブとともにその機能領域を拡大し、  
 施肥全般、防除、疫学的措置、運輸・積換え  
 をLPGから分離し集中することによってやっ  
 て農業生産・第1過程の補助部門の最重要拠  
 点の役割を与えられることになるのである。

第二の点として、LPGの『定款』の変更が  
 多くの農民から提案され、大会において「定  
 款委員会」が結成されたことである<sup>(13)</sup>。しかし  
 後の第10回会議で明らかになったところによ  
 り、委員会は農業評議会と農業法専門家と



共同の討議を一度開催した。今日、発展段階の下で、とりわけ広範な多様な協業関係が展開している下では組合員間および彼らと組合とのKOGとの関係もまた一層発展している<sup>(14)</sup>から新しい模範定款を提案することは求められたことである。

そこで以上の分析をふまえて、協業の具体的な展開過程をバーンシュテット協業体をもとにして検討しよう。

### [3] KOGの形成——事例分析——

1964年夏に四つのLPG III型により、て結成されたバーンシュテット協業体<sup>(15)</sup>（当初は協業地域）はDDR南部・エルフルト県グアイマル郡に属し、グアイマル市北方・クューリーントン盆地北縁部Etterbergの北斜面、標高200～400 mに位置し、耕地指教52～71の比較的良好な土地条件を有している。この協業体は1967年<sup>(16)</sup>に隣接する2 LPG I型とVEGの参加を得てその範囲を拡大するとともに、1968年にはこのほかにKAPを形成し、翌年には一帯に専門

LPG・VEG (1 LPGP, 2 LPGT, 1 VEGT) に移行して、DDR農業に対する協業路線の牽引者の役割を担ってきた。さらに1975年には、この協業体の植物生産を一身に集中したLPGPが、ワッパッハエーデルハイゼン Vippachedelhausen に隣接する2 LPGP, 1 VEGPとともに植物生産の農工結合体 Agrar-Industrie-Vereinigung Pflanzenproduktion (AIVP) を結成し、DDR農業の展開方向の一つの指示器ともなっているといえる。もとよりこの協業体の水準はDDR農業の発展水準と等しいものではないし、このほかの他の全ての協業体の具体的な展開過程を代表するものではない。それにも関わらずKOGに「ルシエント」の発展過程はDDR農業の展開過程の基本方向を集中的に表現しているものと思われる。

### (1) KOGの形成と課題

このKOGは第39表に示されるような四つのLPGⅢ型——「ルシエント」(以下③と略

註), シュテット (⑤), ホッテルシュテット (④), ヴィッパッハエーデルハウゼン (⑥)

第39表 KOG パールシュテットの結成時の構成メンバー

LPG 名	根拠地	LPG に含まれる その他のゲマイン デ	総農地面積	LPG の経営 する農地面積
			ha	ha
Vorwärts	Berlstedt	-	701	629
Maxim Gorki	Stedten	-	207	194
Am Buchenwald	Hottelstedt	Ballstedt, Ettersburg	970	907
Vereinte Kraft	Vippachedelhausen	Thalborn	922	856

(出典) Zu den Kooperationsbeziehungen..., S. 114; G. Curdt u. K. Thoma,  
a. a. O., S. 468.

— から構成され、7 地域にまたがり、総農地面積 2800 ha (LPG の経営部分 2586 ha) に擁してゐた (1967 年段階での地域配置は後掲第 2 図に示されてゐる)。KOG 結成以前にすでに ③, ④, ⑥ によつて 1962 ~ 63 年に、成果や経験の比較・交流を行う社会主義競争が組織されてゐることも、ZBD や混合飼料経営 (ZGE) の共同経営も行われ、主要生産部門形成に向けて本格的協業創出の前提条件も形成されてゐた。

そして第 8 回農民会議の提起を遂げ、64 年の春から各 LPG の幹部会、委員会、指導部を中心とした協業についての討議が開始され、

夏に最初の発展計画を作成したところにも、  
 都生産指導部や職業学校・研究所の専門家の  
 協力を得、組合員や地域住民の討議を経て、  
 各LPG組合・党組織の決定にもとづいて、  
 1970年までの共同発展プログラムの協業の法  
 的基礎として発布したのである。協業の中心  
 的目標は、工業的生産方法への漸次的移行を  
 可能にするような濃厚飼料集約的<sup>(16)</sup>な家畜の  
 種類で、定結した畜産の専門的生産単位を形  
 成することにおかれた。そのために第一に、  
 各経営が自主的飼料基盤を確立するため、  
 適地適作の原則にもとづいた植物部門の大生  
 産単位の形成と収量の増大をはかる(←圃場  
 の交換命令の実施)、第二に、既存の施設の合  
 理的利用(改築・移転)により新規投資を最  
 少限に抑えながら、植物部門との合理的な結  
 合により畜産の主要生産部門形成をはか  
 る、そしてこれにもとづいて第三に、一層の  
 分業・専門グループ形成・専門家育成・生  
 産の指導と組織の確立を果敢とするこの課題

とされた。また、③と⑤の間で1970年までに合併する協定が結ばれた。

協業の出発点における各LPGの水準は第40表に示した通りである。ここでは以下の諸点が指摘されよう。第一に、農地規模は⑤を除いて当時のⅢ型の平均をこえていた。第二に、市場生産の中心はすべて畜産だが(56~65%)、⑤では植物生産の比重もかなり高い。第三に、畜産では⑤・③で牛飼育・牛乳生産へ、④で豚生産へ、⑥で家禽・採卵鶏への一定の集中がみられ、③はすでに子豚供給経営としての専門化に着手していったが、総じて牛乳生産をベースとした多部門生産の構造をとっていた。しかし一定程度の集中に対応して家畜生産性の経営間格差はかなり著しいものがあった(たとえば搾乳量は⑤の3097kg/頭・年から⑥の1860kg/頭・年への格差が存在)。第四に、耕種部門でも生産性格差はかなり大きく、全体的に高い水準の③と低い水準の⑥を両極として、作目毎に複雑に入り組んでいた。

第40表 KOG パールシュテット参加経営の当初の実績 (1964年度報告)

LPG ■	シュテッテン	パールシュテット	ヴァッパッハエーデルハウゼン	ホッテルシュテット
協同組合の利用する農地 (ha)	194	629	856	907
耕種部門 ha 当り収量 (dt/ha)				
穀物	38.0	37.8	36.4	27.3
バレイショ	155.0	179.0	200.1	145.0
ビート	240.0	285.0	244.3	228.0
農地100 ha 当り家畜所有高 (頭・羽/100 ha)				
牛 (乳牛)	81 (35)	85 (35)	72 (26)	76 (32)
豚 (種雌豚)	132 (16)	124 (19)	194 (14)	114 (8)
採卵鶏	179	295	244	383
家畜合計 (GV) <sup>(1)</sup>	86.2	77.7	91.9	86.2
家畜生産性				
乳牛搾乳量 (kg/頭・年)	3,097	2,730	2,385	1,860
種豚の子豚生産数 (頭/年)	7.7	14.7	13.2	8.0
1羽当り産卵数 (個/年)	165	123	123	165
農地1 ha 当り自己生産高 <sup>(2)</sup>				
牛および羊 (kg/ha)	91.9	88.0	126.0	44.7
豚 ( " )	127.5	109.5	143.0	79.1
家禽 ( " )	8.6	2.5	28.1	61.8
牛乳 ( " )	1,072	949	686	603
卵 (個/ha)	292	361	298	632
農地1 ha 当り市場販売高 <sup>(3)</sup> (GE <sup>(4)</sup> /ha)				
耕種部門	15.9	13.3	11.4	10.3
畜産部門	20.6	20.6	22.2	19.2
合計	36.5	33.9	33.6	29.5
追加購入を除いた総販売高 <sup>(5)</sup> (GE/ha)	38.7	36.9	32.9	19.5
経営成果 (MDN/ha LN)				
総生産高 <sup>(6)</sup>	3,778	3,354	4,362	2,803
総販売高 <sup>(7)</sup>	3,096	2,716	3,687	2,716
総生産高中の原価	3,102	2,688	3,416	2,719
総所得 <sup>(8)</sup>	1,454	1,392	1,898	772
純所得 <sup>(9)</sup>	676	666	946	84
ファンド補填	361	229	187	107
基本手段総価値	4,506	4,545	3,567	3,067
1労働単位に対して支払われた金額 (MDN/AE)	11.00	12.50	11.00	9.00
年間就業組合員の平均収入 (MDN/人)	4,147	5,118	4,568	3,650

(注) (1) 大家畜単位 (Großvieheinheit)。

(2) 自己生産高 (Eigenproduktion) は総販売高〔注(5)参照〕から、飼料、種子、用畜・種畜の追加購入分 (Zukauf) を除いたものである。

(3) 市場販売高 (Warenproduktion oder Marktproduktion) は総販売高〔注(5)参照〕から、LPG 組合員への販売高を除いた、実際に LPG の外部に販売された量である。

(4) 穀物単位 (Getreideeinheit)。

(5) 総販売高 (Bruttoproduktion oder Außenumsatz) は総生産高〔注(6)参照〕から、経営の中間生産物 (Innenumsatz oder Wiedereinsatz) を除いた量。

(6) 総生産高 (Bruttoumsatz) は中間生産物 (中心は飼料) をも含めた LPG の年間生産高をさす。

(7) 原価 (Selbstkost) は、労働報酬なども含めた経営コスト。

(8) 総所得 (Bruttoeinkommen oder Nettoprodukt 純生産) は、総販売高 - 対象化された労働コストで、範疇的には  $v+m$  に相当する (但し、中間生産物を除く)。(9) 純所得 (Realeinkommen oder Bruttogewinn 総利潤) は総所得から生きた労働コストを除いたもので、範疇的には  $m$  に相当する。ここでは (6) - (7) = (9) となっている。

(出典) Zu den Kooperationsbeziehungen..., S. 116 f.

なお、(注)に関しては、Wörterbuch der Ökonomie des Sozialismus, 3. Aufl., 1973 および Kleines abc...を参照した。

次に第五に、以上の総括として、経営水準は、7オンド装備・純所得・組合員収入の点で③が平均して高い地位にあり、対極に④が存在していた。最大の農地規模の④の低生産性と最小の⑤の<sup>良好な</sup>経営水準、これにも協業と必至化させる要因が潜んでいたものと思われる（与信全体としてはKOG参加経営は良いLPGの平均水準であったといわれる。但し、④⑤は合わせる経済的に弱体のLPG sogenannte wirtschaftsschwache LPG だ、たと言われている）。そこで協業の具体的内容を検討することにしよう。

## (2) 耕種部門の再編

耕種部門の最大の課題は畜産の主要生産部門形成に対応して、各LPGの飼料の自給基盤を確保すること<sup>(17)</sup>に土地条件を十分に生かし、最大の収量とあけうるような大生産単位を形成することにある。

したがって、まず第一に、科学的輪作体系と

可能とするような大型統一圃場を形成するために、組合の個人経営地<sup>(副業)</sup>や私的小経営の農地を特別の圃場に物転し、LPG間の農地の交換割合を行うことが64年の秋から着手された。実施の過程で若干の変更を伴ったが、第4表のような生産単位の形成が企図され、実現された。これは土地条件を生かしながら、経営間契約にもとづいて作付の交換を行うことにより達成されるべきであると考えられ、⑤・③・④への轉耕作物の集中、④への耕地飼

第4表 作目別生産単位の形成 (1965~66年の計画と実績) (ha)

		穀物	轉耕作物	飼料作物	野菜
バルシェット	A	425	160	565	-
シェット	B	425	160	565	-
ホテルシェット	A	455	140	595	-
	B	455	140	595	-
ヴァンパーハイフェン	A	410	185	560	74
	B	420	185	560	74
ノイマルク VEG/LPG	B	560	208	730	-
平均	B	460	173	612	-

(注) A: 当初計画

B: 1966年実績

(出典) A: Zu den Kooperationsbeziehungen ..., S. 119.

B: Zur vielseitig verbundenen ..., S. 28.



料作物・穀物の集中を基本方針として、⑤では豚飼育のために倉用にレイショ・工業用ビートをもそれぞれ飼料用にレイショ・ビートに転換する一方で野菜作を集中する、④では家禽飼育のために、轉耕飼料作物への飼料要求の少ないから、工業用ビートを強化し、ビートの採種を全LPGからニニに集中するニニ等々と内容としていた。そして1967年には(66年にVEG・LPG I型ノイマルク, LPG I型オフトマンハウゼンが加わり、さらに67年・

第42表 KOG パールシュテットの輪作体系一覧 (1967年)

経営	輪作体系	圃場数	平均圃場面積	総面積
LPG パールシュテット	R-I (F-H, 灌漑 409 ha)	8	60.0ha	480ha
	R-II (F-G)	9	71.0	639
LPG ホッテルシュテット	R-I (G-H-F)	12	46.4	557
	R-II (G-F)	8	46.6	373
LPG ヴィッパッハ エーデルハウゼン	R-I (F-H, 灌漑 284 ha)	6	58.0	348
	R-II (G-F-H)	7	70.4	493
	野菜栽培区 (灌漑)	—	—	30
VEG, LPG ノイマルク	R-I (H G-F, 灌漑 7 圃場)	9	53.0	477
	R-II (G-F, 灌漑 2 栽培区)	7	59.6	417
計	—	66	57.3	3,814

(注) R-I・IIは輪作体系I・IIをさす。G, F, Hはそれぞれ、穀物、飼料作物、轉耕作物をさす。

(出典) Liste, a. a. O., S. 598.

には⑤と⑥およびオットワマンハイセンヤ合  
併してゐる)、第42表の④の例を示したよう  
に、それぞれを経営単位一つの輪作体系をもと  
にして第43表の如く、平均輪作圃場面積46.4  
~71.0 haで6~12年の輪作を行うことによつ  
て大生産単位形成が実現されたのである。  
第2図には左の地域別配置が示されてゐる。

第二に、以上の大生産単位への形成は作目数  
の減少と作目単りの作付面積の拡大を随伴し  
た。しかし、郡や県レベルで諸経営の主要生  
産部門形成が広範に展開してゐないばかり、  
一地域での主要生産部門への専門化は農産物  
需要のアンバランスを招来する恐れがあるか  
ら、作目数の減少は各経営単位で行なわれる一  
方、KOG全体としてはできるだけ作目数と生  
産量の維持をかけること企図された。第44  
表に示されるように、穀物、多年生飼料作物  
を全ての経営で拡大する一方、KOGとしては  
拡大の方向をとるビートや野菜作は1~2の  
経営へ集中するとともに、維持や縮小す

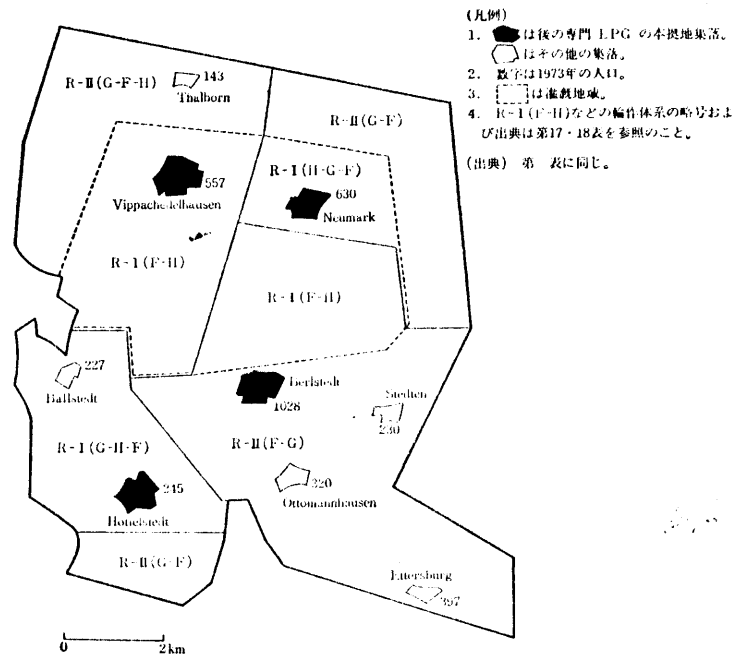
第13表 LPG ホッテルシュテットの輪作体系 (1967年)

圃場番号	第Ⅰ(主要)輪作体系 (G-H-F) 557 ha, 平均圃場面積 46.4 ha		第Ⅱ(副)輪作体系 (G-F) 373 ha, 平均圃場面積 46.6 ha	
	作目	面積 ha	作目	面積 ha
1	バレイショ	46.4	ルーサン16 ha, 飼料穀物 30 ha	46
2	小麦・下播 (黄色クローバ)	46.4	ルーサン16 ha, 菜種 30 ha	46
3	大麦・冬間作	46.6	小麦	46.6
4	飼料用トウモロコシ	46.4	大麦	46.6
5	ビート	46.4	種子用大麦	46.6
6	小麦	46.4	クローバ	46.6
7	種子用大麦・下播	46.4	エン麦	46.6
8	ルーサン15 ha, マメ31.4 ha	46.4	小麦	46.6
9	ルーサン15 ha, 小麦31.4 ha	46.4	種子用大麦・下播	46.6
10	ルーサン15 ha, バレイショ15 ha, ビート16.4 ha	46.4	-----	---
11	小麦	46.4	-----	---
12	大麦(ライ麦)・下播・跡地作	46.4	-----	---

(注) 第Ⅰ輪作体系は立地条件の悪いところで行われる。Gは穀物, Hは耕作物, Fは飼料作物。

(出典) H. J. Liste, Anbaustruktur und Fruchtfolgegestaltung in Kooperationsgemeinschaften, in: *Feldwirtschaft*, Heft 12, 1967, S. 597.

第2図 KOG パールシュテットの輪作体系 (1967年)



る部門でも特定経営への集中を計画したものが  
 多くである。協業の効果は予想以上に大きく、  
 当初第45表のように計画しては作物目数の  
 減少と作付単位面積の拡大の1968~70年目標  
 は早くも66年には達成される一方、収量や収  
 量も64~65年でみても、穀物34~38.9 dt/ha、  
 ビート249~325 dt/ha、耕種部門全体で32.7  
 ~48.4 GE/haと著増し、その後も第46表に示  
 されるように順調に上昇することになった（  
 労働生産性上昇・コストダウンにも注目され  
 た）。こうした状況と背景にして1966年にK

第44表 耕地の作付構成の変化 (1964年実績, 1968年計画) (%)

作 目	パールシュテット ・シュテッテン		ホッテル シュテット		ヴィッバウハ エーデルハウゼン		KOG 全体	
	1964	1968	1964	1968	1964	1968	1964	1968
数 物 (うち冬穀)	45.1 (15.2)	47.3 (22.0)	42.3 (14.2)	48.5 (27.7)	39.2 (9.4)	46.2 (22.0)	42.2 (12.9)	47.4 (24.0)
マメ類	3.0	2.4	3.9	1.7	4.9	—	4.0	1.4
採油植物	1.4	—	4.2	3.4	3.7	—	3.1	1.2
バレイショ	8.7	8.5	7.3	4.7	10.4	11.2	8.8	8.1
ビート	8.1	7.2	6.5	7.6	5.8	6.9	6.8	7.2
飼料作物	1.6	3.1	1.6	0.9	3.3	2.4	2.1	2.1
根菜採種	1.8	—	1.0	1.1	1.1	—	1.3	0.4
多年生作物	8.4	18.8	11.4	17.3	9.2	15.1	9.7	17.1
1年生作物	7.8	1.5	10.3	2.6	3.8	2.2	7.2	2.1
トウモロコシ	11.0	9.7	9.0	11.9	11.6	10.0	10.5	10.5
飼料作物採種	2.3	1.2	2.0	0.3	5.1	1.8	3.2	1.0
野菜・その他	0.8	0.3	0.5	—	1.9	4.5	1.1	1.5

(注) ゴチック部分は1964~1968年に増加予定のもの。  
 (出典) *Zu den Kooperationsbeziehungen...*, S. 121.

0 G の拡大が行われ、計画の再編も行われることになったのである。なお、⑤・④では1965年初頭から穀作・飼料作・雑作の専門グループへの移行し、③・②では合併後にこれらも是定された。そして③・④では幹部会へグループ間、⑤ではグループ間に契約制度を導入され、労働力編成の専門化と自立的決算単位の創出の方向に一歩を踏み出すことになったのである。

表45 科糧部門における作目数の減少と作付面積の拡大

LPG/VEG		バーミッシュ ジャガイロ	ホトウシシト	ヴェルバハ I-ジウバエ	112107 VEG/LPG	KOG 全(4)
作目数	A 1964	19	25	27	(25)	28 (24)
	B 1965	16	22	20		27
	B 1968-70	14	15	13		27
	A 1966	11	15	13	13	13
1作目当り 平均作付面積 ha	A 1964	46	37	33	(23)	39 (39)
	B 1965	55	42	45		47
	B 1968-70	80	62	69		70
	A 1966	80	62	69	69	70

(注) A: 実績  
B: 当初計画

(出典) 1966年及( )内は Zur vielseitig verbundenen..., S. 28.  
1968は Zu den Kooperationsbeziehungen..., S. 120.

表46 バルシュテット協業作の生産・経営実績

	1964	1965	1966	1967	1968	1969(計画)
経営数	4	4	7	5	5	4 <sup>(1)</sup>
農用地面積 ha	2,500	2,555	4,431	4,561	-	-
耕地面積 ha	2,361	2,430	4,009	4,025 <sup>(2)</sup>	-	-
労働力数 AK/100ha	21.4	21.4	19.8	17.9	-	-
植物生産 GE/haLM	327	484	444	50.1	-	-
動物生産 "	23.3	31.8	30.0	41.8	-	-
市場販売高 "	32.6	45.1	45.0	60.6	-	-
穀物 dt/ha	34.0	38.9	33.0	43.4	44.1 <sup>(3)</sup>	44.2 <sup>(3)</sup>
至 バレト	173.0	213.0	188.0	246.1	-	-
ビート "	249.0	325.0	311.3	302.5	332.0 <sup>(3)</sup>	360.0 <sup>(3)</sup>
産 牛乳 Kg/頭年	2,450	2,850	3,114	3,342	-	-
" Kg/haLM	758	1,002	1,113	1,256	-	-
肉 "	191	268	258	357	-	-
性 卵 個/haLM	421	602	897	1,574	-	-
穀物 AKh/dt <sup>(3)</sup>	1.6	-	-	0.9	0.92	0.27
ビート " <sup>(3)</sup>	1.5	-	-	1.1	0.8	0.46
コ 植物生産 M/GE <sup>(4)</sup>	-	-	-	38.33	32.72	27.12
又 穀物 M/dt <sup>(4)</sup>	22.77	-	18.17	-	-	-
ト ビート " <sup>(4)</sup>	7.05	-	4.90	-	-	-
牛乳 " <sup>(4)</sup>	69.00	-	63.75	-	-	-
肉 " <sup>(4)</sup>	414.00	-	382.50	-	-	-
総販売高 M/haLM	3,561	4,518	4,581	5,956	-	-
総所得 "	1,375	1,795	1,600	1,990	-	-
純所得 "	399	670	569	863	-	-
蓄積 "	165	458	416	701	-	-
総販売高 M/AK	10.027	14.873	18.928	26.627	-	-

(注) (1) 実績。  
 (2) VEGを除いた数。  
 (3) F記文前 ③ K. 以下。  
 (4) F記文前 ③ K. 以下。  
 (本理) ① W. Hahn, Mehr, besser und billiger..., S. 34.  
 ② T. Hartmann, a. a. O., S. 138.  
 ③ Zur vielseitig verbundenen..., S. 29.

コクヨ シヨ-16

## (3) 畜産部門の再編

中心部門の畜産では、当初これまでもこれ以後も補充経営の形態での乳牛飼養が全経営の主要生産部門であるとされる一方、これまでも一定の専門化の進行と生産性の水準をふまえて、第47表のように、㉔・㉕・㉖での豚飼育、㉗での家禽飼育が主要生産部門に位置づけられた。そしてそれぞれの家畜の種類に応じた分業と協業の関係が次のように定められた（再編は1965年に開始）。

第一に、1964年まで全経営に存在していた分散的羊飼育は㉗・㉖へ副次的生産部門として集中し、持分に応じたKOGの放牧地利用を行う。

第47表 畜産における主要生産部門の形成（64年実績，65年年頭，70年計画）

LPG	主要生産部門（頭・羽数）	1964	1965	1970
パールシュテット・ シュテッテン	子取りを含めた乳牛飼育（乳牛）	293	300	340
	子豚生産（母豚）	186	240	360
ホテルシュテット	子取りを含めた乳牛飼育（乳牛）	310	310	420
	育雛を含めた探卵鶏飼育（総羽数） うち探卵鶏のみ	6,150 5,930	（不明） 10,000	32,000* 15,000
ヴァッパッハ エーデルハウゼン	乳牛飼育（乳牛）	247	240	445
	豚肥育（肥育豚）	1,580	1,800	2,000

（注）\* 当初22,000。

（出典）Zu den Kooperationsbeziehungen... S. 124; G. Curdt u. K. Thoma, a. a. O., S. 469.

第二に、④の豚を③、⑤に移転し、豚舎の  
 改築・編入により建設された二つの近代的大  
 施設にもとづいて③、⑤の採卵鶏を④に集中  
 した。④はKOG内部だけでなく隣接諸LPGの  
 採卵鶏をも集中し、軽物生産を専ら飼料自給  
 用に転換する一方、それらの経営が軽物の市  
 場生産を拡大する協定を結んだ。そして④は  
 グラントーンハインLPG共同体組織体から、ひ  
 なを購入するとともに、若鶏販売を行い卵生  
 産に専門化する(1967年に当初計画の主要生  
 産部門であった乳牛飼育の縮小と③への移転  
 が決定される)。なお③は副次部門として2000  
 羽の採卵鶏をファミリーマール家禽人已所有経営へ  
 のプロイラーへのひな供給用に維持する。

第三に、乳牛飼育では協定にもとづいて⑤  
 のブルセウ症の疑いのある乳牛を④に移転し  
 、⑤での病気発生を防ぐとともに、④は最遠  
 隔地エックースブルクでの育成牛飼育を強化  
 することによってKOG全体の牛乳生産を高め  
 、雄牛からの肉生産を未經産牛・乳牛からの



淘汰によって代替する方向が企図された。④  
 での育成牛の不足はキューリーントン森の首種  
 LPGとの協定によって補充されることになっ  
 ていた(④から首種LPGに繁殖用雌牛を販売  
 し、学牛を長期契約にもとづいて買戻す  
 )。したがって当初計画においても、等しく全  
 LPGで乳牛飼育を拡大するわけいえ、第48表  
 に示したような構成上の差違が予定されてい  
 た。

第四に、畜産における経営間協業の骨格と

才48表 家畜飼育頭数の変化(農地100ha当り頭数)(64年実績, 70年計画)

LPG	牛							
	乳牛		育成牛		肥育用子牛		合計	
	1964	1970	1964	1970	1964	1970	1964	1970
パールシュテット・ シュテッテン	35	41	27	31	20	10	82	82
ホテルシュテット	32	46	13	38	31	2	76	86
ヴァッパハエーデルハウゼン	26	51	28	3	18	19	72	73
KOG 全体	33	46	23	24	20	10	76	81

LPG	豚							
	種豚(雄・雌)		3カ月までの子豚		その他の豚		合計	
	1964	1970	1964	1970	1964	1970	1964	1970
パールシュテット・ シュテッテン	18	45	72	143	35	44	125	232
ホテルシュテット	8	—	38	—	68	—	114	—
ヴァッパハエーデルハウゼン	14	—	30	—	150	236	194	236
KOG 全体	13	14	46	45	86	93	145	152

(注) ゴチックは拡大予定のもの。

(出典) Zu den Kooperationsbeziehungen..., S. 126 f.

子豚ではこれより國家的子豚供給経営であ  
 った③と⑤に子取りの過程を全て集中し、子  
 豚を④に直接販売して④が肥育に専門化する  
 ことにより深められた(第48表)。しかし③はVEAB  
 ではなく④に契約販売することに伴って、③  
 には以前の国家プレミアムや飼料供給が与え  
 られなくなるといった問題が生じた。さらに、  
 1965年の春には胃腸炎で③の子豚が450頭も  
 死亡し、15kg以下の子豚には保険が適用され  
 なかったため、③での著しい生産低下と損失  
 が生じただけでなく、④での生産計画遂行  
 上の困難が発生した。事業者たちはVEABの子  
 豚供給への介入と保険制度の改善を訴えるこ  
 とになった(具体的な解決の過程は不明)。

以上のような生産構造上の再編が予定され  
 、集積・専門化・分業・協業の深化がはから  
 れたが、上述のような困難の発生にもかかわらず  
 主要生産部門形成は全体としては功を奏  
 した(前掲第47表および第49表参照)。第一に  
 畜産部門数は1964年の9~12か、1966年に

はすでに4~6に整理され、当初の1968~70年目標が達成された。第二に、生産の集積も

表49 畜産における集積の進行と部内数、減少

		ハニシヤット シヤッテン	ホテシヤット	ツッパ エテマハク	112107 VEG/LPA	KO平均
牛合計	64	740	930	810	866	770
	66	1,060	805	930	950	835
乳牛	64	400	310	290	355	340
	66	475	345	395	430	415
豚	64	1,420	1,100	2,170	1,560	1,560
	66	1,770	-	2,650	2,050	2,150
採卵鶏	64	3,400	3,750	2,750	3,850	3,450
	66	4,300	15,000	360	4,000	5,700
家畜単位 GV/hall	64	77.7	81.7	91.9	84.4	83.8
	66	95.0	108.0	106.0	87.2	98.8
生産頭数	64	10	10	12	10	10
	66	6	5	4	6	5

(2\*) Zur vielseitig verbundenen ..., S.28.

計画以上に早く進行した。たとえば④では採卵鶏の1970年予定1万5000羽が1966年に達成され、総羽数の1970年計画2万2000羽は3万2000羽、5万羽へと目標を引き上げられ、1967年には将来11万羽に拡大することすら計画されることになった(1972年に実現)。第三に、労働生産性の著しい上昇を見た。たとえばすでに1965年実績で⑤では1人当たり豚肉生産

量は前年の215 dtから517 dtへ上昇していった。  
 として第四に、コストダウンが達成された。  
 経営間での部門交換と、既存の施設の増改築  
 による知率的利用による集積の達成という方  
 針が新規投資を最小限に抑えることも可能と  
 したからである。牛乳1 dt当りコストは1964  
 年の69 Mから、66年には63.75 Mへ低下した。

ところでこうした再編過程は他方で生産・  
 労働過程の一定領域の分離 *Ausgliederung* を伴  
 った。すでにKOG結成以前に組織されてきた  
 ZBO (法人) と混合飼料経営ZGF (非法人)  
 の他に、1966年には石灰散布・基肥施肥・販  
 売購売用の運輸・肥料の貯蔵・バレイショの  
 選果がBHGに、ルンシュテットと共同で組織し  
 たZBE (後のACZ) に移管された他、上述の  
 ように畜産部門では段階生産の導入により、  
 育雛や育成の一部が他のLPGやZGFに協定・  
 契約にもとづいて移転されたものがこれである。

なお後の議論との関係で二点二点補足し  
 ておきたい。第一は発展計画の変更の問題で

ある。予想以上の速度で進行した集積と専門  
 化は、66年のVEG / イマルク (以下④と略記)  
 の参加で加速化され、67年には一層の専門化  
 をめざす新しい方向が提起された。当初予定  
 されていた④での400床乳牛施設の新設採  
 算の問題から中止され、その分が③に振り向  
 けられ、800床に拡大されるかわりに、④で  
 の採卵鶏飼育の目標が5万羽から11万羽に引  
 き上げられたのである。さらに⑤で行われて  
 いた豚肥育が漸次④に集中され(1969年に2  
 万4000床の新設計画)、④が豚肥育の中心とし  
 る一方で、③・⑤の子豚生産はKOGに隣接  
 する他のLPGへ集中され、③・⑤は牛乳生産  
 への専門化を強め、飼料供給に重点を移行す  
 る④とともにも、カ所の乳牛施設でそれぞれ400  
 ~800頭の乳牛を集中するというのもあり  
 である。また、1970年までに畜産部門数を3  
 ~4に縮小し、③に牛乳生産、④に肥育豚、  
 ⑤に採卵鶏を集中する一方で、⑥で副次部門  
 として羊飼育を集中し、飼料供給経営への特

化を進めるというものであった。そのために、1967年に9台のトラクターの共同購入を軸として、重技術グループ「Schwere Technik」が参加経営の形をとって共同組織として創設され、秋の耨耕作物収穫時の吊働中心の解消だけでなく、全2の耕耘・整地作業を一手にひきうけることになった。専門LPGの創出を展望して、過渡的解決 *Übergangslösung* としてのKAPが形成されたのが1968年1月1日であった。

第二に、畜産での上述の専門化を達成するためには20GE/ha以上の飼料増収が不可欠であるとの観点から、1200haの雨状灌漑 *Beregnung* を可能とするような大貯水池(180万 $m^3$ )の建設(1968~69年完成予定)を含む大規模な土地改良計画が66~67年に作成されたことである。技術的不十分性とKAPからLPGPやLPGT・VEGTへの移行に伴う諸問題やコスト上の問題から当初計画は変更され、延期されたが、1971年には灌漑・水肥・雨状灌漑の施設が完成

することになった。

#### (4) KOGの組織構造

このKOGは1966年6月10日に制定された『KOGの登録と権利能力の賦与に関する法規命令』<sup>118)</sup>にもとづいて、法人としての権利能力を獲得するために「定款」<sup>119)</sup>を作成してゐる。この『法規命令』はKOGにおいて「統一的・民主的指導」の下に「新しい質の社会主義的生産関係の形成」されてゐるという現状認識にもとづいて、「こうした発展を支えるためには、協業参加パートナーの希望によつて、KOGに権利能力を賦与する可能性」を与えることと目的とされてゐる。そして「KOGが、KOGに譲渡された基本・流動手段を自主的に管理したり、ならびに、自らの名前で法的取引に参加しようとするときは、協業参加パートナーの希望にもとづいて、LPGにおいて総会の同意を得て、法人の権利能力を獲得することができる」(才1条才1項)とされた。さ

らに、「このKOGは、全2の協業に1トナ  
に5リ決定され、郡評議会に登録のために提  
出される一つの定款にもとづいて活動する」  
(同才2項)が、「それによつてKOGに参加  
する社会主義農業経営の権利能力は制限され  
ない」(同才3項)と規定している。みられ  
るように、この『法規命令』は既述のような  
KOG形成による地域的統一生産単位形成とい  
う水平的協業路線の一つの到達点を示してい  
るといふよう。

そこで「定款」を中心にしてKOGに  
よつた組織構造を検討しよう。

1. 原則 KOGへの参加は各経営の自由意志  
にもとづき、平等・相互の利益・法的自主性  
の維持のもとに行われ、最高の組織は各LPG  
の組合員総会で、これの対外的協業的共同の権  
利・義務の決定権をもつ(VEGは法規にもと  
づいて支配人〜従業員総会や最高機関)。協業  
の目標は生産の集約化と共同発展計画の遂行  
ならびに、共同の経営およびKOEの一層の



建設と利用におかれる。KOGは郡評議会への登録により法人になり、参加パートナーはすでに存在してゐるZBOを法人の資本KOGに編入する事に同意するとされてゐる。

2. 参加経営の権利と義務 参加経営の権利は、協業的共同の利益の利用・共同展望計画の決定・共同の投資や施設への参加・協業評議会KORへの代表派遣、KOGの活動や参加経営の共同課題の遂行に関する報告の請求ないし批判と提案、KOEのサービスの享受と利潤分配への参加などである。義務は、定款ないしその補足の遵守、代表によるKORの指導への参加、各経営の固有の指導機関の自主性を維持しつつKOGないしパートナーとの共同労働および義務の遂行、KORの提言ないし指示をLPGないしVEGの総会で討議し決定し実践する、パートナーの計画達成のための相互援助（但し計画達成の責任は各経営にある）、共同労働の過程で生じた不慮の自然災害による各経営の経済的不利益については、これを補

償する可能性や返報する方法について共同で討議する、KOEからのサービス享受は経費計算にもとづき各経営が支払う、ことなどである。最後からの2番目に挙げた点は、この「定款」では他の箇所では十分に触れられてはいないが、先の『法理命令』でKOGの登録の際の狙いから「KOGに譲渡された基本・流動手段を自主的に管理」することになったこと、さらには当初の発展プログラムで、報酬原則の一体化がはかられた後には、常御単位の統一的評価額を超えた支払いは行わず、超過収入は組合のフォンドに編入することと定められていたことなどからみて、不慮の経済的不利益を調整するためのKOG共通フォンドの形成を示唆しているものと思われる(後に専門LP・G・VEGに自立化した段階では上述の目的に沿って共同フォンドの存在が指摘されてくる)。

3. 加入と脱退 新規加入はKOG参加全経営のそれぞれが組合での同意、与らば、KOGの発展計画の変更に関して郡評議会の同意を

中要とする。KOE (ZBO と ZBE) への参加は協業契約により行う。脱退は文書で行い、全一ト十一の同意を中要とし、決定の二年後の年度末に発効する。その際 KOE への持分は KOR の規定に応じて返済される。解約告知機関が長くとられていることや協業関係の長期性の保証を怠らぬことに注意されたい。

4. 経営間の関係 共同発展計画にもとづき経営間の経済関係は経済契約に従って行われ、変更は KOR の決定を中要とする。KOE への参加に応じて各経営は自己のフォードか、農業銀行郡支店からの信用によって、金融的・物財的手段を提供する義務がある。

5. KOG の指導 KOG の指導は各参加経営の決定にもとづいて、そこで各経営各リミタドに出される代表（当初は議長、定書記の二名）によって構成される KOR によって行われる（任期二年）。KOR の年初の会議で選出された議長（任期一年）が毎月一回（当初は二回）会

議を主宰し、KOGの法行為において、他の委員とともにKOGを代表する。KORの会議では各経営は1票だけを持ち、全員一致を原則とする（KOEに関しては参加経営は1票だけ投票権をもち）。KORの任務は、第一に、KOGに対し、共同発展計画の遂行とそれのための適切な措置の決定・経営間の生産計画や契約（協定）の作成・年生産目標達成の監督・経営了り下ミーンズの教育や再教育の組織と調整、第二に、KOEに対し、KOE責任者と簿記係の任命と罷免・発展計画や年次計画および経営規則の決定・KOEの活動の監督と責任者の報告の承認・KOEのフオンド形成や利用ならびに利潤分配の決定、などである。但し、発展計画やそれと関連する契約の変更と補充・このKOGへの他の経営やKOEの参加・KOEの新設・KORの活動規則とKOEの経営規則の承認などの協業の基本問題は全て参加経営の総会決定を必要とする。この特記され、さらにKORによる参加経営の経済運営に対する介入を禁止す

れてゐる。尤もこの KOR は年度末決算後、各に  
 一ト一ト一に対し總會で報告する義務を負つて  
 ゐる。

なお KOG には参加経営の總會で2名ずつ選  
 出された代表からなる監査委員会(任期2年  
 )が設けられる他に、年1度、KOG の発展構  
 想討議のために経済会議が開催され、さらに  
 KOR の下に常設の委員会(耕種経済および  
 土地肥沃度・畜産・機械化・建設・教育・婦  
 人労働・経営および金融・直接関係の形成の  
 各委員会)が置かれ、臨時的労働グループの  
 創設も可能であるとされてゐる(後に KAP 形  
 成の際に、労働ピーク解消用に二つの臨時勞  
 働グループが投入されてゐる)。

「定款」ではさらに二つの KOE に関する規  
 定が記されてゐるが、その内容は ZBO に関し  
 て述べたものと大差ない。以上の分析から明  
 らかなように、KOG とその指導上の中核とな  
 る KOR は一方で参加経営間の協業課題の調整  
 ・監督を行う組織の性格と、他方で共同作業

ンド形成・常置委員会<sup>11</sup>の設置・臨時労働力の投入・法人化にみられるように統一的生産単位形成に向けた組織の性格という二重性をもっていることが明らかであろう。しかし、バールシュテットのように各経営自体の規模が大きく、専門化を進めていたKOGでは、KOG自体の大LPG化(=合併)は課題とはなりえなかった。そこで発展方向は耕種部門と畜産部門を経営間に分離して再結合をはかる新たな協業組織体の形成として展望され、これへの過渡形態としてのKAPの創出が課題とされることになったのである。

だが、バールシュテットの例は当時のDDR農業の発展段階からすれば最先進事例であり、突出部分にすぎなかった。後のKAPやLPGPの事例から推定すると、当時存在していたKOGは8~12経営(中心は5~10経営)からなり、その規模は4000~6000haを中心として1万haにも及んでいたが、量的にも、質的にも未だ出発点にすぎなかった<sup>(20)</sup>。第一に、KOGへ

の LPG・GPG・VEG 等の輸入は、過度の行政的促進が批判されることになり、1969 年春でも未だ 50% 程度にとどまり、その量的な伸びは中ずしも大きくなかった<sup>(24)</sup>。第二に、そのことの反映でもあるが、依然として LPG I・II 型の比重が高く（農地面積シェアは 1966 年には 25.9% に達していた）、経営数で II 型が I・II 型を初めて凌駕した 68 年でも未だ 20.4% を占めていた（第 37 表参照）、畜産の共同化が遅れていた（第 37 表）。したがって第三に、KOG における経営間協業は耕種部門を中心とした機械の共同購入・共同利用に重点がおかれ、一部に重技術グループ「Brigade „Schwere Technik“」による恒常的・通年的・体系的機械投入も行われたが、果敢的には大部分は収穫期を中心とした一時的な機械の共同投入にとどまっていた。これは KOG としての共同発展計画が十分に作成されたことと背景としており、経営間の作目交換→耕地の交換命令→大型圃場形成を軸とした科学的輪作体系の創出、

による耕種部門の集積と専門化が十分に展開していったことを示すものであった。这其中之第四に、自給的飼料基盤の狭隘性の下で、部分的にみられた畜産ZGEの形成は個別LPGの下支えの域を越す、集積、専門化の環としてその役割を得ることはできなかったものである。だから第五に、KOGにおける協業は個別LPGの再生産過程の一部を包摂するにとどまり、百貨店生産=多部門生産は克服されることが、地域的統一的生産単位の形成には到達していったのであった。

しかし端的にせよ形成されたKOGでの協業は、一方で共同労働に従事する組合員農民の利害の一体性を生み出し、技術や労働の標準化をもたらしつつも、他方で共同投入された大型機械の効率的利用を要求する。KOG形成の初期にみられた上述の隘路は、1968~71年に相次いで完成し、逐時投入されていったE512を中核とする一連の新しい大型機械を軸として、既存耕種部門から突破され、そ



の最先端にKAPを頂くことにより、KOG化の急進展と在の発展水準の上昇を促すこととなるのである。